

新 宿 区
**第Ⅴ期ホームレスの自立支援等に関
する推進計画（素案）**

（副題を策定委員会にて検討、挿入予定）

令和7年3月
新 宿 区

目 次

I 計画の概要と改定の基本方針

1	計画のあらまし	-----	P 1
2	計画の位置づけと計画期間	-----	P 3
3	計画の構成と見直し	-----	P 4

II ホームレスの現状

1	ホームレス数	-----	P 11
2	ホームレスの生活実態	-----	P 21
3	新宿区の相談状況	-----	P 27
4	路上生活者対策施設利用者の状況	-----	P 30

III これまでのホームレス問題への取組と課題

1	都区共同事業による取組	-----	P 36
2	新宿区の取組	-----	P 43

IV ホームレス問題の解決に向けたこれからの取組

1	解決のための基本的な考え方	-----	P 66
2	新宿区・東京都・国の役割	-----	P 70
3	具体的な施策の推進	-----	P 74
4	ホームレスのタイプ・段階的支援イメージ	-----	P 90

V 計画の推進等

1	計画の推進体制	-----	P 94
2	第V期推進計画の見直し	-----	P 95

I 計画の概要と改定の基本方針

- 1 計画のあらまし P 1
- 2 計画の位置づけと計画期間 P 3
- 3 計画の構成と見直し P 4

I 計画の概要と改定の基本方針

1 計画のあらまし

新宿区は、乗降者数世界一の新宿駅やオフィス街、繁華街を抱えるなど、大都市としての特性を持つまちです。その姿は、人々の活動やにぎわいの中で、日々刻刻と変化を続けてきました。一方で、景気動向その他さまざまな理由により流入するホームレスへの支援の在り方は、大きな都市問題の一つとなってきました。

そこで、わたしたちは、ホームレス対策を区政の重要課題と位置づけ、平成 18 年 2 月に「ホームレスの自立支援等に関する推進計画」（以下、「第Ⅰ期推進計画」という。）を策定し、積極的にホームレス対策を実施してきました。

この第Ⅰ期推進計画を受けて、平成 22 年 2 月に策定した「第Ⅱ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」（以下、「第Ⅱ期推進計画」という。）では、この間のホームレス数の減少やホームレス層の変化、都区制度の見直し等を踏まえて、八つの基本施策を展開することとし、平成 28 年 1 月に策定した「第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」（以下、「第Ⅲ期推進計画」という。）もこれを継承しました。また、令和元年 12 月に策定した「第Ⅳ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」（以下、「第Ⅳ期推進計画」という。）では、これら基本施策の継承に加え、「固定・定着化が進む高齢層への支援」・「若年層に対する支援」・「再路上化への対応」の 3 つのポ

イントを中心として事業を整理し、支援の段階に応じた実効性の高い取組を推進することとしました。

この第Ⅰ期から第Ⅳ期の取組を進めてきた結果、新宿区のホームレス数は、東京都の*路上生活者概数調査（以下、「路上生活者概数調査」という。）によれば、平成16年8月の1,102人をピークに、長期的には減少傾向が続き、令和6年1月の調査では75人となっています。

しかしながら、路上生活が長期化・高齢化したホームレスのみならず、終夜営業店舗など起居する場所を変えながら不安定な就労に従事する、いわゆる*「見えにくいホームレス」層等が加わり、質的な変化に対応する施策の展開が引き続き求められています。

さらに、全国から人が集まる新宿区は、ホームレスが集まりやすい特性があります。

このような中で、「第Ⅴ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」（以下、「第Ⅴ期推進計画」という。）では、さらに実効性の高い取組を推進するために、これまでの施策に加え、「実態把握と、広報・周知機能の強化」「関係機関ネットワークによる新宿 **OneTeam** 支援」「人権啓発の強化」の三つのポイントを柱に、施策の見直しを行うこととしました。

併せて、ホームレス、「見えにくいホームレス」の問題は個々の自治体だけの取組だけでは抜本的な解決が困難であることから、国及び東京都に対して、総合的な施策の確立や財政負担のあり方などについての提言・要望を行うものとししました。

また、今後もホームレス対策について区民の理解と協力を深めていくことや、これまでホームレス対策の支援活動が続けてきたNPO等民間団体との連携を一層強化するよう努めることも重要であると考えています。

2 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

この第Ⅴ期推進計画は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下、「特別措置法」という。）に、その策定の根拠を持つものです。

第Ⅴ期推進計画は、平成29年（2017年）に策定した「新宿区基本構想」で示した目指すべきまちの姿を実現するための「新宿区総合計画」を上位計画とする個別計画であり、施策は各年度における予算によって具現化されます。

「新宿区総合計画」では、基本政策Ⅰ「暮らしやすさ1番の新宿」における個別施策の一つに「セーフティネットの整備充実」を掲げ、「ホームレスの自立支援の推進」を施策の方向性の1つとして位置づけています。

なお、第三次実行計画（令和6年度～令和9年度）では重点的に取り組む施策を5つの基本政策に整理しており、その中の基本政策Ⅰ「暮らしやすさ1番の新宿」において引き続きホームレスの自立支援の推進に取り組む旨、示しています。

(2) 計画期間

当初10年間の時限立法として制定した「特別措置法」は、平成24年6月に5年間の延長がなされ、次いで平成29年6月に10年間延長となりました。

東京都は、特別措置法に基づき、「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画」（以下、「都の実施計画」という。）を策定しており、直近では令和6年3月に策定しています。

第Ⅴ期推進計画の期間は、最新の都の実施計画の期間が令和6年度から令和10年度までの5年間となっていることを踏まえ、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

※ただし、「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」は、施行後25年で効力を失う時限法のため、法が失効した場合には、計画期間の終期を法の失効する日（令和9年8月予定）までとします。

3 計画の構成と見直し

（1）ホームレスの定義とタイプ

「特別措置法」第2条では、「ホームレスとは都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と定義しており、第Ⅳ期推進計画では、ホームレスを三つのタイプに区別し、態様や支援の段階に応じた総合的な施策を図ることとしました。

また、路上生活は未経験であっても、終夜営業店舗等で起居する「見えにくいホームレス」や「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」が存在し、同様に安定した住居がなく生活に困窮していることから、定義上のホームレスに加え支援の対象としてきたところです。

しかし、「見えにくいホームレス」「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」は屋内で寝泊まりする環境があり困窮の程度も人により異なることから、これまでの方法では実態を把握し施策を周知することが困難です。

これらのことから、第Ⅴ期推進計画では、これまでの三つのタイプに加え「見えにくいホームレス」を「タイプ4」として位置づけ、概ね四つのタイプ別にホームレスの人々のニーズを把握し、施策の展開を図ることとします。

〔タイプ 1〕 概ね 50 歳以上で、ホームレス生活が長期化した層

概ね 50 歳以上を中心とした、ホームレス生活が長期化した人には、福祉制度を利用しない人と、利用を繰り返している人がいます。

前者の多くは都市雑業や日雇い仕事をしながらダンボール等で路上生活をしています。

後者には、生活保護を受給したり自立支援システムを利用するものの、自己都合による施設の退所などにより、再び路上に戻っては行政の支援を繰り返し受けるなど、自立が難しい人がいます。

前者・後者とも、住民登録や年金調査などの福祉的支援の環境整備を行うことにより、地域での継続した生活を送ることのできるケースも数多くあります。

〔タイプ 2〕 概ね 50 歳以下で、傷病・障害あるいは過去の生育歴・職歴等から、社会関係の再構築の支援も必要な層

傷病あるいは過去の職歴や、人的つながりが稀薄なことなどから継続就労が難しく、中には、就労意欲を喪失している人も多数見受けられます。

〔タイプ 3〕 概ね 50 歳以下を中心に、仕事と住宅が確保できれば、すぐにも自立ができる層

倒産・失業等により職を失い、所持金が無くなり、その日その週の暮らしに困窮しているが、心身ともに問題がなく就労意欲もあり、住宅の確保など短期的・集中的な支援が必要な人たちです。

〔タイプ 4〕 若年層を中心に、終夜営業店舗等を転々とする「見えにくいホームレス」

安定した住居を喪失し、主に終夜営業店舗やカプセルホテル等を転々としている人たちです。仕事をしている場合もあれば失業している場合もあり、生活の困窮の程度は人により異なります。屋内で寝泊まりすることから、これまでの方法では実態を把握し施策を周知することが困難です。

（2）八つの基本施策

第Ⅴ期推進計画では、タイプ1～4の各層に効果的支援を図るため、第Ⅳ期推進計画における八つの基本施策を概ね継承し、以下の基本施策により事業を実施します。

〔基本施策1〕 実態把握と広報・周知・相談支援体制の機能強化

早朝・深夜帯のホームレスの状況を把握し広報・周知・相談支援体制に反映させるほか、ポスター、チラシ、ハンドブック版資料、SNS やデジタルサイネージを活用し、多角的な観点から施策の浸透を図ります。また、拠点相談所、民間団体、関係機関等と連携のうえ、福祉施策の案内から安定したアパート生活への移行に向けた、段階的かつ一貫した相談支援体制を確保します。

〔基本施策2〕 生活困窮者自立支援法に基づくアセスメントの実施

生活困窮者自立支援法に基づき、適切な支援方法の判断・評価を行います。

〔基本施策3〕 福祉的支援の環境整備

応急援護事業を継続するほか、心身の健康の確保、年金の調査や住民

登録の設定、老人ホームへの入居などといった福祉的支援の環境整備を行い、居宅・地域での生活に移行できるよう支援します。

〔基本施策4〕 施設・住宅資源の確保

都区共同事業と併せ、支援の状況に応じた緊急対応型および地域生活移行・定着型の施設・住宅資源を確保します。また、生活支援付き住宅や公営住宅等の確保を引き続き国・都に働きかけるほか、居住支援協議会の活用により居住支援法人との連携を強化し、路上生活からの脱却を目指す方が、低廉かつ適切な住宅資源を確保できるよう支援します。

〔基本施策5〕 就労支援

区の主体的取組として、就労支援員による支援や「新宿就職サポートナビ」、「新宿ジョブさぽーと」といった就労支援を継続します。また、都が実施する取組についても、引き続き実施するよう要望します。

〔基本施策6〕 人的資源の開発とネットワークづくり

福祉関係職員の研修の実施や広域的な関係機関会議の設置を引き続き国や都に求めています。また、ホームレスの自立支援に係る区の取組について、ハンドブック版資料を作成・配布することで、施策の周知を図ります。

必要に応じ個別の事例に即した OneTeam の支援体制による横断的・総合的支援を実施するほか、関係機関・団体との連絡会議の設置、定期的開催を通し、情報共有と共通認識の醸成を図り、ホームレス支援のネットワーク化を図ります。

〔基本施策7〕 公共施設の適正利用

公共施設は、一定のルールのもと、誰もが自由に快適に利用できる場所でなければなりません。施設管理者・警察等と連携し、公共施設

に起居するホームレスに対し、公共施設の適正な利用につき理解を求めつつ、人権に配慮した相談支援を粘り強く行います。巡視や清掃活動といった場をとらえ、福祉施策の利用と路上生活からの脱却を促します。

〔基本施策8〕 人権啓発

ホームレス問題の解決には、区内で起居するホームレスも、区民と同じ地域に存在する人間としての人権を持つ、という観点が必要です。ハンドブック版資料の作成・配布やネットワークづくりによる人権啓発を推進し、だれもが互いに支えあい、安心してらせるまちをめざします。

(3) 見直しのポイント

わたしたちは、第Ⅳ期推進計画までの取組に加えて、第Ⅴ期推進計画では、次の視点から施策の見直しを行います。

〔ポイント1〕 実態把握と、広報・周知機能の強化

新宿区の実情に応じた施策を展開するには、区の主体的な取組によりホームレスの実態を正確に把握することが必要です。また、終夜営業店舗等に起居する「見えにくいホームレス」については、その特性を踏まえ、路上で起居するホームレスとは異なる形の広報・周知活動が必要です。

従来行ってきた相談支援体制に加え、実態把握と広報・周知機能を強化し、誰一人漏らさない支援を目指します。

〔ポイント2〕 関係機関ネットワークによる新宿 OneTeam 支援

時として福祉的支援を拒み、公共の場所に起居するホームレスは、

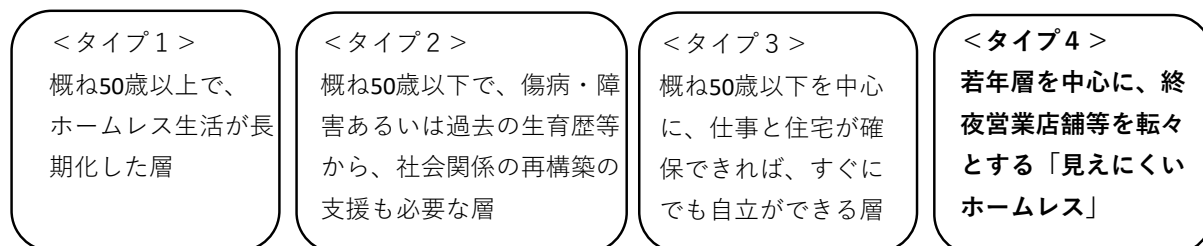
地域との軋轢を抱えかねない中で日々生活しています。ホームレスが福祉的支援につながるためには、地域の資源を生かした総合的な施策が必要です。区、区民、関係機関、民間団体が共通の認識のもと OneTeam で支援できる環境を整備します。

〔ポイント3〕 人権啓発の強化

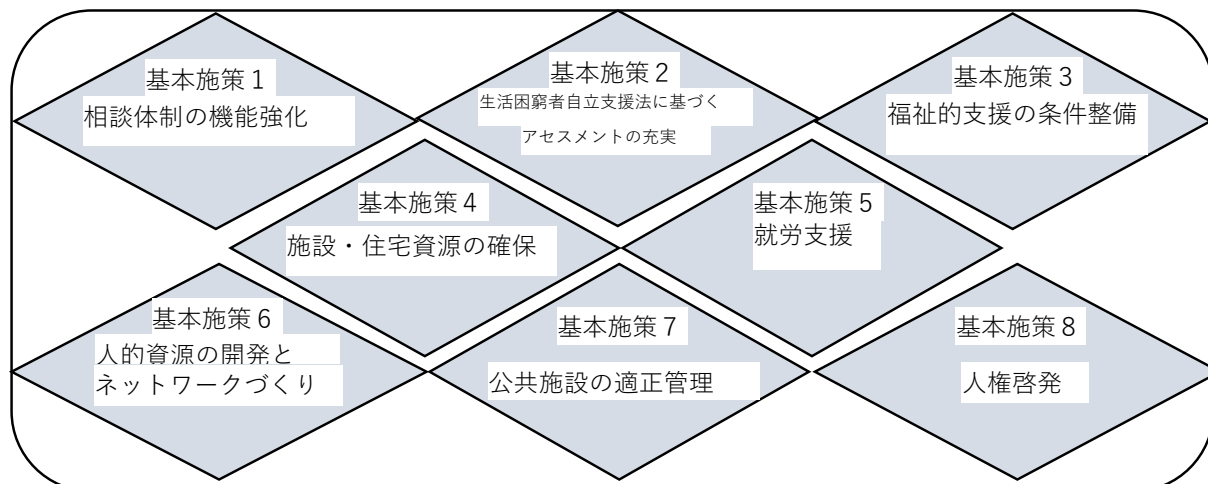
ホームレスの人権擁護については、ホームレス及び地域の住民の双方の人権に配慮することが必要です。ホームレス問題に対する理解が深まるよう区民への情報提供に努め、だれもが互いに支えあい、安心してらせるまちの実現を目指します。

【第Ⅳ期→第Ⅴ期ホームレス自立支援等に関する推進計画の概略】

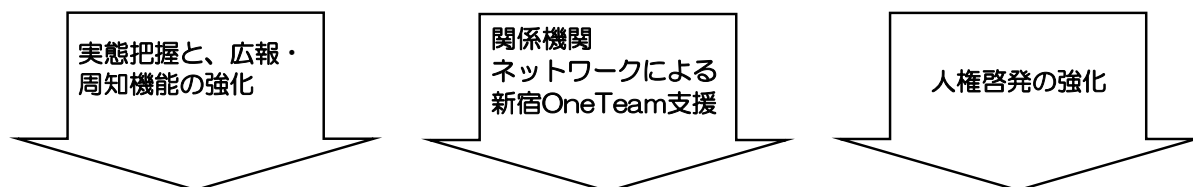
1 ホームレスの定義と四つのタイプ



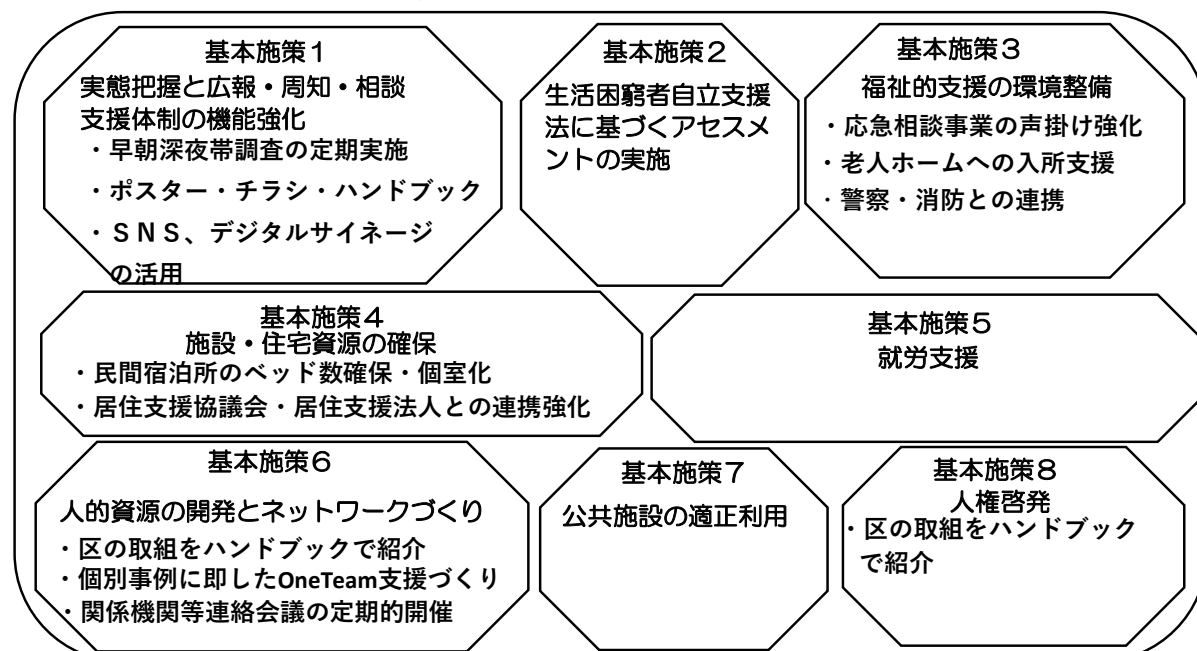
2 <第Ⅳ期>八つの基本施策



3 三つの見直しを反映



4 <第Ⅴ期>八つの基本施策



Ⅱ ホームレスの現状

- 1 ホームレス数 P 1 1
- 2 ホームレスの生活実態 P 2 1
- 3 新宿区の相談状況 P 2 7
- 4 路上生活者対策施設利用者の状況 P 3 0

Ⅱ ホームレスの現状

1 ホームレス数

ホームレス問題を解決していくには、はじめにホームレスの現状を把握する必要があります。

その中でもホームレス数は、国にとっても地方自治体にとっても、施策や計画の策定のための指標となり、また運用状況や効果を評価する上での重要な指標となります。

新宿区のホームレス数は、東京都の「路上生活者概数調査」では、平成 16 年 8 月に 1,102 人、東京 23 区で最多の状況でした。

その後、支援の取組により漸減傾向が続き、平成 19 年 8 月に一時的に増加しましたが、平成 27 年 1 月には 70 人と東京 23 区で 4 番目となりました。その後は微増傾向が続いたものの、平成 29 年 8 月（142 人）を境に減少傾向となり、令和 6 年 1 月の調査では 75 人となりました。しかし、依然として東京 23 区で最多の状況となっています。

一方、全国のホームレス概数は、国の平成 19 年 1 月の「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果」（以下、「全国調査（概数調査）」という。）では、全都道府県でホームレスが確認され、合計 18,564 人でした。特別措置法に基づくホームレスの自立支援の取組を継続したことにより、平成 31 年 1 月の「全国調査（概数調査）」では、41 都道府県、合計 4,555 人にまで減少しており、さらに令和 6 年 1 月の「全国調査（概数調査）」では、37 都道府県、合計 2,820 人にまで減少しています。

ここでは、ホームレスの多い都市や東京 23 区、及び新宿区におけるホームレス数について比較検証します。

(1) 全国のホームレス数

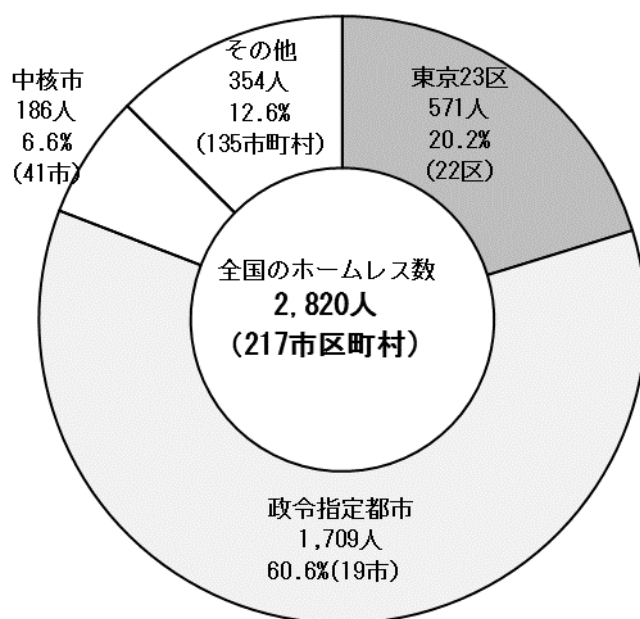
令和6年1月「全国調査（概数調査）」

自治体名等	令和6年調査	平成31年調査	増減
5 都 市	1, 826人	2, 898人	△1, 072人
東 京 23 区(※1)	571人	1, 033人	△462人
横 浜 市	238人	458人	△220人
川 崎 市	120人	285人	△165人
名 古 屋 市	77人	120人	△43人
大 阪 市	820人	1, 002人	△182人
そ の 他 大 都 市	409人	543人	△145人
札 幌 市	31人	43人	△12人
仙 台 市	79人	85人	△6人
さいたま市	35人	35人	増減なし
千 葉 市	32人	35人	△3人
京 都 市	38人	40人	△2人
神 戸 市	24人	49人	△25人
広 島 市	14人	24人	△10人
北 九 州 市	50人	64人	△14人
福 岡 市	106人	168人	△62人
これ以外の市町村(※2)	585人	1, 110人	△525人
合 計(※2)	2, 820人	4, 551人	△1, 731人

※1 国が管理する河川のホームレス数（都内合計 234 人、うち東京 23 区 199 人）を含む。

※2 令和6年は令和6年能登半島地震により石川県については調査を実施していない。令和6年調査の数値は石川県を除いたものであり、比較対象である平成31年調査についても同様とした。

令和6年1月「全国調査（概数調査）」
自治体種別による全国のホームレス数
合計 2,820人 （217市区町村）



全国のホームレス数については、各施設（道路、公園、河川敷、駅舎等）管理者等による目視で確認したところ、令和6年1月の調査では2,820人となっており、平成31年の4,555人と比べて1,735人（38.1%）減少しました。

また、ホームレス数を都道府県別に見ると、大阪府が856人（平成31年調査 1,064人）、次いで東京都が624人（同 1,126人）となっており、大阪府と東京都で全国の約半数を占めています。

さらに市区町村別では、ホームレスが確認された217市区町村のうち、東京23区（22区）が571人（20.2%）、政令指定都市（19市）が1,709人（60.6%）となっています。

(2) 東京都全体のホームレス数

区市町村別ホームレス概数一覧 令和6年1月「路上生活者概数調査」単位：人

千代田区	16 (23)	品川区	5 (12)	北 区	4 (8)
中央区	14 (40)	目黒区	2 (3)	荒川区	2 (1)
港 区	14 (24)	大田区	11 (22)	板橋区	5 (7)
新宿区	75 (117)	世田谷区	7 (9)	練馬区	0 (3)
文京区	6 (9)	渋谷区	62 (62)	足立区	14 (21)
台東区	37 (61)	中野区	3 (9)	葛飾区	3 (12)
墨田区	35 (55)	杉並区	3 (6)	江戸川区	8 (23)
江東区	19 (31)	豊島区	27 (36)		
東 京 2 3 区 合 計					372 (594)
八王子市	1 (3)	小金井市	0 (0)	東大和市	1 (0)
立川市	0 (2)	小平市	0 (0)	清瀬市	0 (0)
武蔵野市	0 (0)	日野市	0 (2)	東久留米市	0 (0)
三鷹市	1 (1)	東村山市	1 (1)	武蔵村山市	0 (0)
青梅市	0 (0)	国分寺市	0 (0)	多摩市	1 (0)
府中市	7 (5)	国立市	0 (0)	稲城市	1 (1)
昭島市	0 (0)	西東京市	2 (1)	羽村市	0 (0)
調布市	0 (0)	福生市	2 (1)	あきる野市	1 (0)
町田市	0 (0)	狛江市	0 (0)	町村部	0 (1)
市 町 村 合 計					18 (18)
総 合 計					585 (838)

※ () 内は、平成 31 年 1 月調査の数値です。「路上生活者概数調査」は、各施設管理者等の目視で確認した数値です。国が管理する河川のホームレス数を含みません。

(3) 東京 23 区のホームレス数

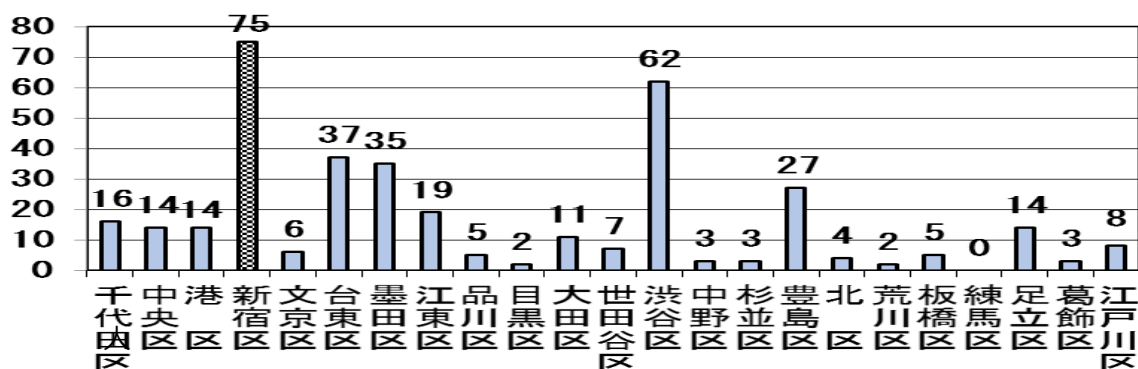
① 東京 23 区別のホームレス数（夜間） 令和 6 年 1 月「路上生活者概数調査」

千代田区	34	(34)	品川区	8	(2)	北 区	12	(18)
中央区	19	(19)	目黒区	3	(2)	荒川区	2	(1)
港 区	9	(14)	大田区	9	(11)	板橋区	7	(7)
新宿区	48	(55)	世田谷区	3	(3)	練馬区	2	(4)
文京区	11	(19)	渋谷区	56	(55)	足立区	17	(21)
台東区	95	(108)	中野区	6	(7)	葛飾区	14	(20)
墨田区	90	(91)	杉並区	5	(6)	江戸川区	10	(15)
江東区	35	(33)	豊島区	25	(21)			
東 京 2 3 区 合 計							520	(566)

※ () 内は、令和 5 年 1 月～2 月調査の数値です。

「夜間調査」は自立支援センター職員等の目視による確認調査です。1 か月にわたり実施しており、この間に区内で移動（道路から公園など）したケースや 2 3 区内で移動したケースなどは、同一の方を重複してカウントしている可能性があります。国が管理する河川のホームレス数を含みません。

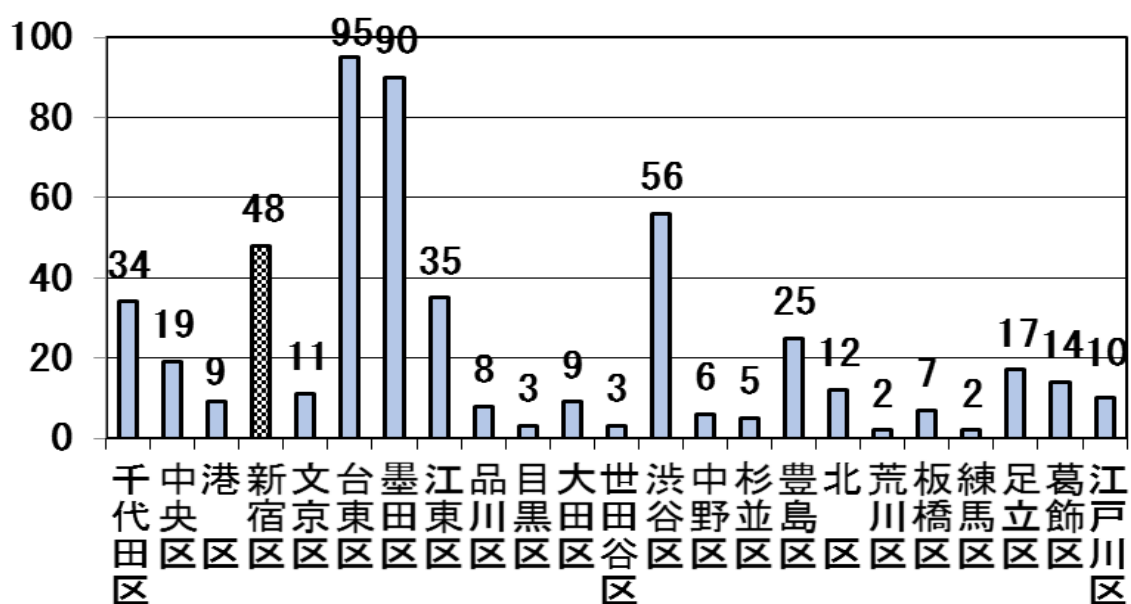
② 東京 23 区別のホームレス数 令和 6 年 1 月「路上生活者概数調査」



令和 6 年 1 月の路上生活者概数調査による東京 23 区内のホームレスの合計数は 372 人です。新宿区 75 人、渋谷区 62 人、台東区 37 人、墨田区 35 人、この 4 区の合計で 209 人になり、東京 23 区全体の 56.2%を占めています。

③ 東京 23 区別のホームレス数（夜間）

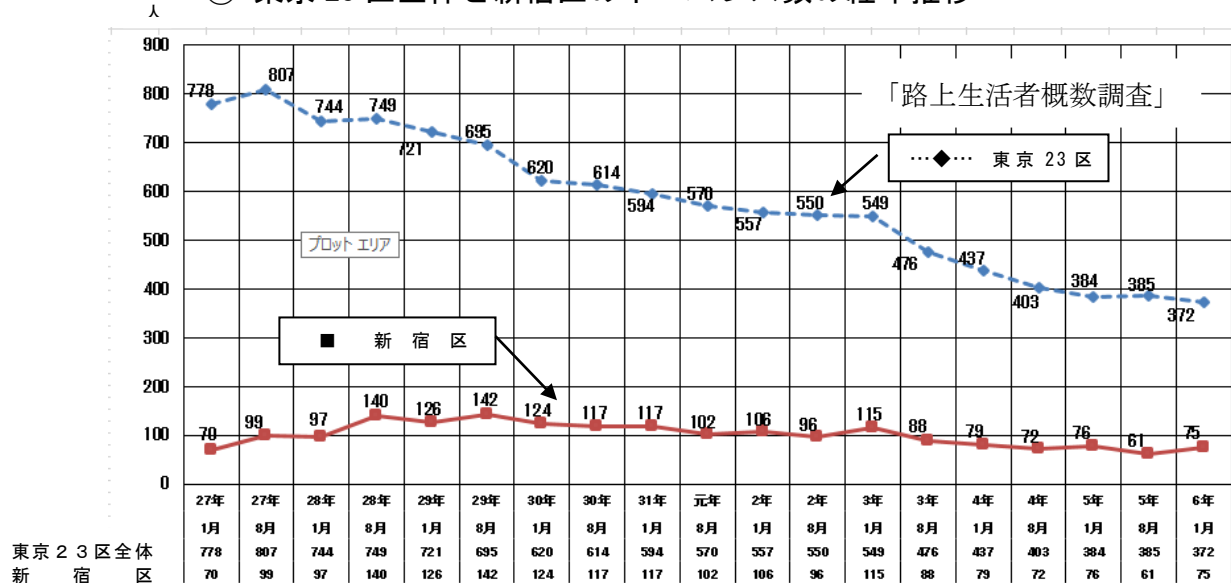
「路上生活者概数調査」



令和 4 年 1 月の路上生活者概数調査より、昼間の概数調査に加え、夜間の概数調査を行うこととなりました。

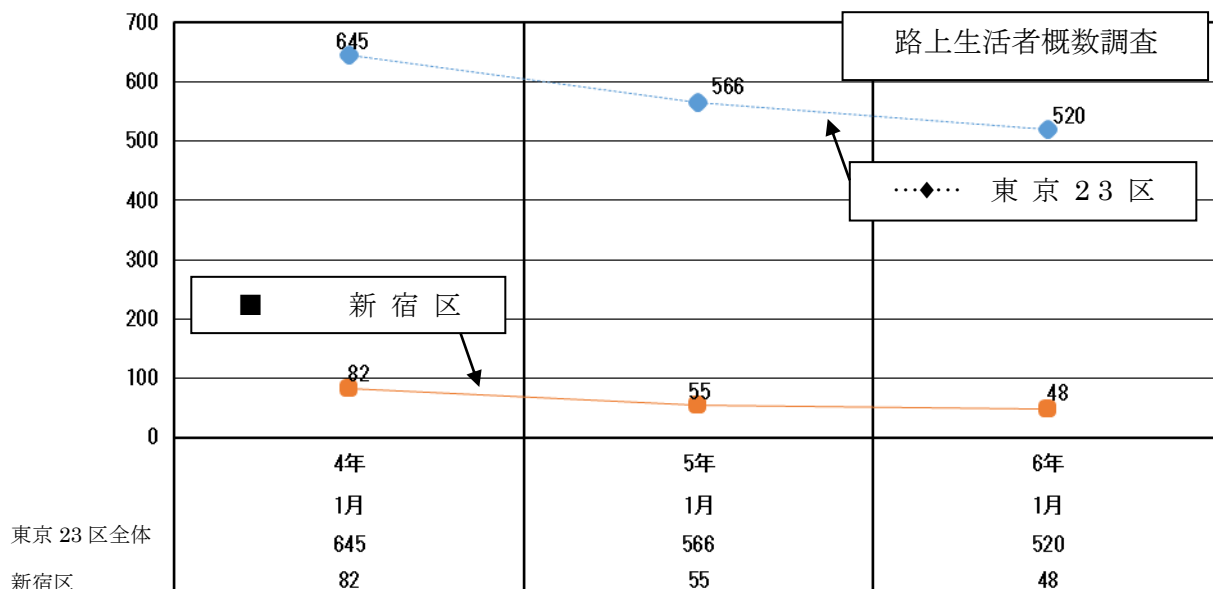
令和 6 年 1 月～2 月の調査では、台東区 95 人、墨田区 90 人、渋谷区 56 人、新宿区 48 人、この 4 区の合計で 289 人になり、東京 23 区全体の 55.6%を占めています。

④ 東京 23 区全体と新宿区のホームレス数の経年推移



東京 23 区及び新宿区のホームレス数は平成 16 年以降、長期的には減少傾向にあります。これは、東京都及び東京 23 区と共同で地域生活移行支援事業を実施したことや自立支援システムの整備等により、多くのホームレスが自立したことによります。

⑤ 東京 23 区全体と新宿区のホームレス数の経年推移（夜間）



(4) 新宿区のホームレス数

① 新宿区内のホームレス数の内訳と経年推移

「路上生活者概数調査」

調 査 年	16 年		～	27 年		28 年		29 年		30 年		31年(令和元年)	
調 査 月	2 月	8 月		1月	8月	1 月	8 月	1 月	8 月	1 月	8 月	1月	8月
東京 23 区全体	5,365	5,497		778	807	744	749	721	695	620	614	594	570
新宿区 (A+B+C)	982	1,102		70	99	97	140	126	142	124	117	117	102
内 (女性)	(6)	(25)		(7)	(2)	(4)	(2)	(4)	(4)	(5)	(2)	(1)	(3)
A 区内の都施設	519	585		51	71	81	110	102	104	110	94	103	81
内 (戸山公園)	(213)	(238)		(13)	(11)	(6)	(12)	(8)	(9)	(13)	(13)	(19)	(6)
B 区内の駅施設	23	15		4	2	0	0	0	10	0	0	0	0
C 区立施設	440	502		15	26	16	30	24	28	14	23	14	21
区立公園	419	476		9	19	12	26	9	22	13	19	11	20
内 (新宿中央公園)	(316)	(339)		(4)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
区道等	21	26		6	7	4	4	15	6	1	4	3	1

調 査 年	令和 2 年		令和 3 年		令和 4 年		令和 5 年		令和6年
調 査 月	1 月	8 月	1 月	8 月	1 月	8 月	1 月	8 月	1月
東京 23 区全体	557	550	549	476	437	403	384	385	372
新宿区 (A+B+C)	106	96	115	88	79	72	76	61	75
内 (女性)	(3)	(4)	(4)	(5)	(3)	(4)	(2)	(2)	(2)
A 区内の都施設	91	81	83	67	62	56	61	47	65
内 (戸山公園)	(13)	(10)	(8)	(7)	(7)	(6)	(9)	(5)	(4)
B 区内の駅施設	0	0	5	0	0	0	0	1	1
C 区の施設	15	15	27	21	17	16	15	13	9
区立公園	13	10	16	14	9	9	8	6	6
内 (新宿中央公園)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
区道等	2	5	11	7	8	7	7	7	3

新宿区内のホームレス数は、令和 6 年 1 月の路上生活者概数調査によると 75 人で、平成 16 年 8 月のピーク時 1,102 人と比べると 1,027 人 (93.2%) 減少しました。

東京 23 区全体のホームレス数は、372 人で、平成 16 年 8 月の 5,497 人と比較すると 5,125 人 (93.2%) 減少しました。新宿区は、東京 23 区全体の減少率とほぼ同じといえます。また、東京 23 区全体、新宿区いずれも、公園に起居するホームレスの比率が減少しています。

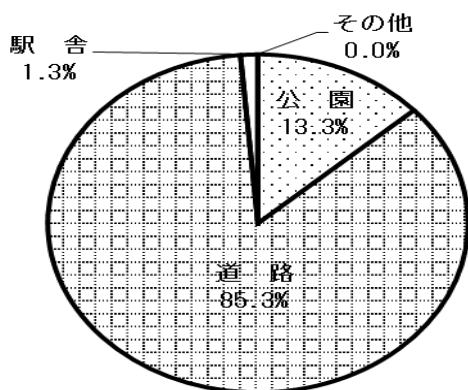
これは、これまでの新宿区の取組や都区共同事業等の効果によるものと考えられます。

② 施設別ホームレス数

令和 6 年 1 月「路上生活者概数調査」

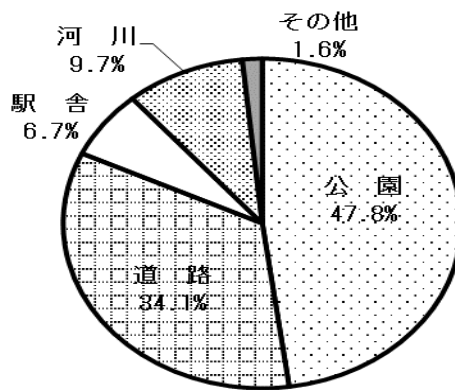
新宿区	(人)	(%)
公 園	10 人	13.33%
道 路	64 人	85.33%
駅 舎	1 人	1.33%
その他	0 人	0.0%
計	75 人	100.0%

新 宿 区



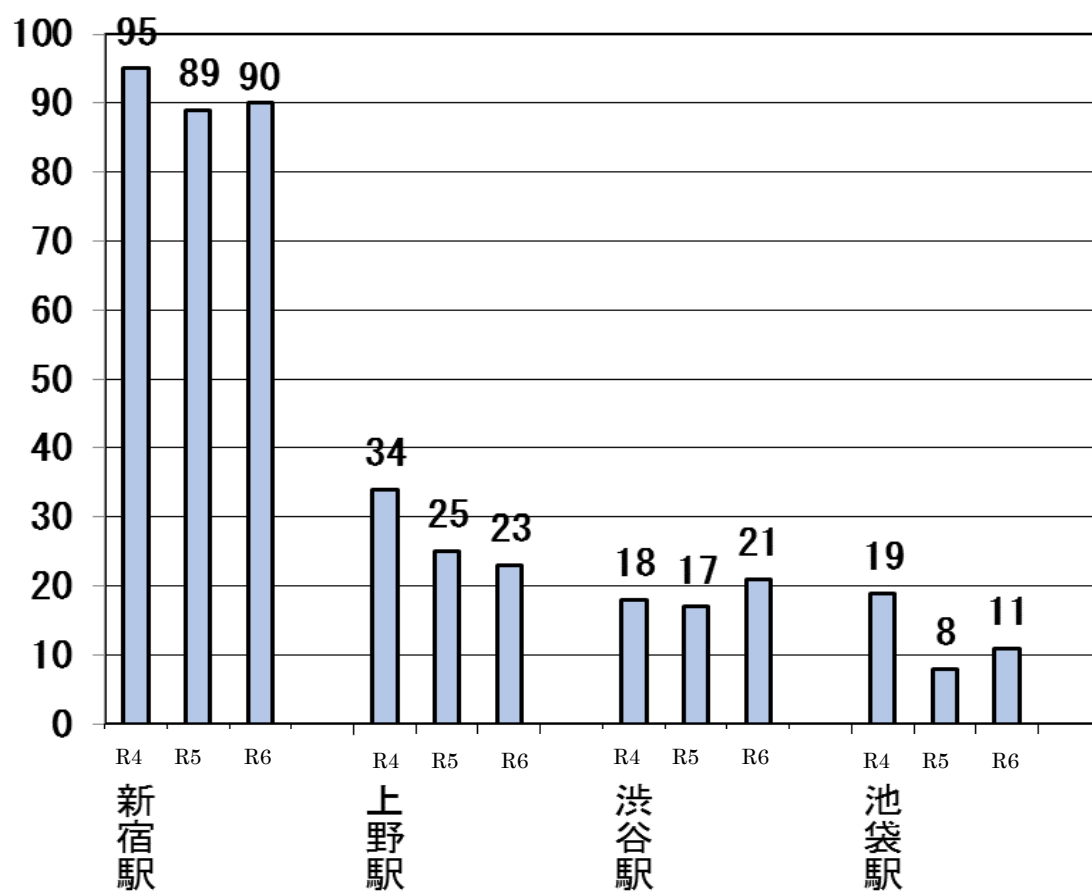
東京 23 区	(人)	(%)
公 園	178 人	47.85%
道 路	127 人	34.14%
駅 舎	25 人	6.72%
河 川	36 人	9.68%
その他	6 人	1.61%
計	372 人	100.0%

東京 23 区



新宿区と東京 23 区全体を比較すると、新宿区は道路上のホームレスが多いといえます。新宿区は、駅周辺や繁華街の近くに幹線道路やガード下、大規模な地下街等、滞留しやすい場所が多くあるため、路上でホームレスが起居していることがわかります。

(5) 新宿駅周辺のホームレス数



令和4年1月の路上生活者概数調査より、昼間の概数調査に加え、深夜帯におけるターミナル駅周辺の概数調査を行うこととなりました。

令和6年1月～2月の調査によると、新宿駅周辺では90人のホームレスが確認されました。新宿駅、上野駅、渋谷駅、池袋駅の4駅の合計で145人になり、新宿駅周辺のホームレス数の割合は、全体の62.0%を占めています。

2 ホームレスの生活実態

(1) 令和3年11月「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」

国は、令和3年11月、東京23区、政令指定都市及び令和3年1月調査（概数調査）において20人以上のホームレスが確認された市において、「令和3年ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」（以下、「全国調査（実態調査）」という。）を実施し、全体で1,169人から回答を得ました。

① 性別

ホームレスの性別は、男性が95.8%（平成28年調査においては96.2%）、女性が4.2%（平成28年調査においては3.8%）で、大半が男性で占められています。

② 年齢

ホームレスの平均年齢は63.6歳（平成28年調査においては61.5歳）であり、年齢分布については、「70歳～」が34.4%と最も多く、次いで「65～69歳」が20.0%、「60～64歳」が15.6%の順となっており、「55歳以上」が全体の8割以上を占め、ホームレスの高齢化の傾向が見られます。

③ 路上（野宿）生活の状況

路上（野宿）生活の形態としては、一定の場所で決まっている者が79.5%（平成28年調査においては77.5%）であり、このうち場所としては「公園」が27.4%（平成28年調査においては33.0%）、「河川」が24.8%（平成28年調査においては26.3%）、次いで「道路」が15.3%（平成28年度調査においては15.3%）となっています。

また、令和3年調査時の路上（野宿）生活の期間は、3年未満が31.1%（平成28年調査においては34.4%）、3年以上は68.3%（平成28年調査においては65.6%）となっており、路上（野宿）生活の長期化の傾向が見られます。

さらに、仕事と収入の状況は、ホームレスの48.9%（平成28年調査においては55.6%）が仕事をし、その仕事内容は「廃品回収」が66.4%（平成28年調査においては70.8%）を占めています。

平均的な収入月額額は5.8万円ですが、5万円以上が47.9%（平成28年調査においては25.9%）、次いで3万円以上5万円未満が27.5%（平成28年調査においては33.6%）となっています。

④ 路上（野宿）生活までのいきさつ

路上（野宿）生活の直前の職業としては、建設・採掘従事者が36.3%（平成28年調査においては48.2%）、生産工程従事者が12.9%（平成28年調査においては13.0%）を占めています。雇用形態は「常勤職員・従業員（正社員）」が45.8%（平成28年調査においては40.4%）と大きな割合を占め、「臨時・パート・アルバイト」が23.2%（平成28年調査においては24.1%）、「日雇」が20.7%（平成28年調査においては26.7%）となっています。

また、路上（野宿）生活に至った理由としては「仕事が減った」が24.5%（平成28年調査においては26.8%）が最も多く、次いで「倒産・失業」が22.9%（平成28年調査においては26.1%）、「人間関係がうまくいなくて、仕事を辞めた」が18.9%（平成28年調査において17.1%）となっています。

⑤ 健康状態（※）

現在の健康状態については、「あまりよくない」「よくない」と回答した者が34.9%（平成28年調査においては27.1%）であり、このうち「治療等を受けていない」者が63.5%（平成28年調査においては60.9%）となっています。

※令和3年調査にて選択肢が次のように修正されたため、前回調査結果（「悪い」）との比較につき、参考値として掲載しました。

- ・令和3年調査選択肢 「たいへんよい」「よい」「あまりよくない」「よくない」
- ・平成28年調査選択肢 「良い」「悪い」「普通」「わからない」

⑥ 福祉制度の利用状況

福祉制度の利用状況については、巡回相談員に会ったことがある者は78.9%（平成28年調査において89.8%）あり、このうち相談したことがある者は29.5%（平成28年度調査においては46.9%）となっています。

次に、『緊急一時宿泊事業（シェルター）』を知っている者は69.2%（平成28年調査においては70.2%）であり、このうち利用したことがある者は21.9%（平成28年調査においては20.6%）となっています。また『自立支援センター』を知っている者は68.3%（平成28年調査において73.2%）であり、このうち利用したことがある者は13.3%（平成28年調査においては15.1%）です。

なお、『緊急一時宿泊事業（シェルター）』及び『自立支援センター』を利用した後に、再び野宿生活に戻ってしまう者がいることが確認されています。

また、これまでに生活保護制度を利用したことがある者は32.7%（平成28年調査においては32.9%）となっています。

⑦ 自立について

自立に向けた今後の希望としては「自活したい」が17.9%（平成28年調査においては24.6%）であるのに対し、「今のままでいい」という者は40.9%（平成28年調査においては35.3%）となっており、平成28年調査と比較し、就労自立する意欲が十分でないホームレスの割合が増加しています。

⑧ 生活歴

家族・親族との連絡状況については「家族及び親族がいる」と回答した者が67.4%（平成28年調査においては73.0%）を占めています。このうち、過去1年間に「家族・親族との音信がない」者が78.9%（平成28年調査においては78.5%）となっています。

また、「公的年金の保険料を納付していたことがある」者は62.2%（平成28年調査においては62.4%）、「金融機関等に借金がある」者は13.2%（平成28年調査においては14.3%）です。

⑨ 行政や民間団体への要望及び意見

行政や民間団体への要望及び意見では、「住居関連」が30.8%（平成28年調査においては33.7%）と最も多く、次いで「その他の生活関連」が22.5%（平成28年調査においては22.2%）、「仕事関連」が22.0%（平成28年調査においては28.3%）となっています。

⑩ 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により路上（野宿）生活を行うようになった割合は調査対象（令和3年実態調査においては路上（野宿）生活が3年未満の者に限る）の6.3%でした。このうち、43.2%は仕事が減ったことが、21.6%は倒産や失業が原因でした。

路上（野宿）生活の中で出た影響（複数回答）としては、「収入が減った」を挙げた者が最も多く15.3%、次いで「食べ物の量が減った、食べ物を得にくくなった」が10.0%、「緊張感を感じるようになった」が8.8%との結果になりました。

(2) 東京都内における「住居喪失不安定就労者」の状況について

国は、平成19年、ネットカフェ等に寝泊まりしながら不安定就労に従事する「住居喪失不安定就労者」の実態を明らかにするため、平成19年6月から7月にかけて「住居喪失不安定就労者実態調査」を実施しています。調査の結果、ネットカフェ等を週の半分以上オールナイト利用する住居喪失者は全国に約5,400人、そのうち東京23区内に約2,000人いるものと推計されています。

そのうち、住居喪失非正規労働者は、全国で2,700人、東京23区内に1,400人いると推計されます。

住居喪失非正規労働者の実態は、ほとんどが男性（性別の90%）で、年齢層では20歳代（27.3%）と50歳代（26.5%）が多いことがわかりました。

ネットカフェ等以外の寝泊まり場所としては「ファーストフード店」（26.1%）、「カプセルホテル」（23.3%）、「その他」（21.2%）の順です（複数回答あり）。

その後の東京都内における「住居喪失不安定就労者」の状況は、東京都が、平成28年11月から平成29年1月にかけて、昼夜滞在可能な店舗で寝泊まりしながら不安定就労に従事する住居喪失不安定就労者等の実態について、「住居喪失不安定就労者等の実態に関する調査」を実施しています。この調査では、東京都の平日1日のオールナイト利用者概数は約15,300人と推計され、オールナイト利用の理由が「現在『住居』がなく、寝泊まりするために利用」である者（＝住居喪失者）は、25.8%となっています。

また、「住居喪失」を理由とする者のうち、「不安定就労者」（「派遣労働者」＋「契約社員」＋「パート・アルバイト」）は75.8%となっています。

これらの調査結果による住居喪失不安定就労者数の推計値については、オールナイト利用者概数約15,300人のうち、インターネットカフェ等をオールナイト利用する「住居喪失者」は東京都全体で1日あたり約4,000人（オールナイト利用者に占める構成比25.8%）、そのうち「住居喪失不安定就労者」は約3,000人（住居喪失者に占める構成比75.8%）と推計されます。

住居喪失者等（住居喪失者及び住居喪失のおそれがある者）は、97.5%が「男性」、年齢層は「30～39歳」（38.6%）が最も多く、次いで「50～59歳」（28.9%）、「40～49歳」（17.4%）の順となっています。

また、住居喪失者等がよく利用するものは、「路上（公園・河川敷・道路・駅舎等の施設）」が43.8%を占め、次いで「ファーストフード店」が40.5%、「サウナ」が30.9%の順となっています。寝泊まりの場所として「インターネットカフェ等のみ」利用する者は4.4%であり、9割以上の者は、寝泊まりのために路上やインターネットカフェ等以外の施設も利用しています。

就業状況は、「仕事をしている者」は86.5%、「ふだん仕事をしていない」が13.5%となっており、労働形態は、「パート・アルバイト」（41.4%）、「派遣労働者」（40.1%）の順となっています。

これらの結果から、住居喪失不安定就労者には、「比較的若年の男性が多い」、「ほとんどの人が仕事をしており、パート・アルバイト、派遣労働者などの不安定就労が多い」などの特徴が見られます。

都市雑業や建設日雇等に従事して生活する従前のホームレスが高齢化・固定化する一方で、このような「見えにくいホームレス」が増加しています。

3 新宿区の相談状況

(1) 福祉事務所の相談状況

ホームレス等の窓口相談の推移 (人)

年 度	福祉事務所相談件数			※ 食料支給	※ 送院通知	※ 区内ホーム レス概数
	相談のみ	生活保護 申請受理	相談来所 (計)			
H26	4,443	1,299	5,742	9,292	415	70
H27	3,979	960	4,939	8,730	134	97
H28	3,730	957	4,687	7,932	105	126
H29	3,845	894	4,739	7,383	92	124
H30	3,395	971	4,366	6,485	71	117
H31	2,925	919	3,844	5,614	82	106
R2	3,574	924	4,498	5,052	57	115
R3	2,747	725	3,472	3,229	53	79
R4	2,432	719	3,151	3,035	42	76
R5	2,808	805	3,613	2,727	36	75

※ 食料支給：乾パンを支給した人数です。拠点相談所「とまりぎ」での支給を含みます。

※ 送院通知：救急車等で直接病院に搬送されて医療扶助を受けた人数です。

※ 区内ホームレス概数：各年度1月の「路上生活者概数調査」によるものです。

区内のホームレス数は漸減傾向にありますが、新宿区福祉事務所への相談は依然多く、相談内容も複雑化しています。

個々の状況に応じ、生活困窮者自立支援法に基づく各種事業や生活保護等の支援を行っています。

(2) 拠点相談所「とまりぎ」の相談状況

新宿区は相談体制の充実をはかるため、平成 18 年 4 月社団法人（平成 25 年 4 月より公益社団法人）東京社会福祉士会に委託して、拠点相談所「とまりぎ」を開設しています。

拠点相談所では、豊富な知識と経験を持つ社会福祉士による相談のほか、心理・借金・アルコール等に精通する各分野の専門家に依頼して、それぞれ専門相談を行っています。

① 相談件数

相 談 種 別	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
生活保護	218	121	143	94	184	214
病気	1,062	827	749	930	786	858
※自立支援センター	220	151	123	117	85	79
年金	66	24	25	35	40	24
借金	13	10	7	9	13	10
法律	31	9	7	7	5	5
就労	628	498	303	248	222	154
住宅	25	23	10	17	12	19
その他 (衣類・シャワー等)	3,161	2,667	2,105	1,933	1,538	1582
延べ相談者数 (注)	3,235	2,704	2,147	1,968	1,557	1,612
1 件当たりの相談時間	40.4 分	40.6 分	41.1 分	41.2 分	39.6 分	41.7 分
病院等への同行 (回)	71 回	25 回	19 回	7 回	25 回	44 回
巡回相談 (回)	121 回	116 回	208 回	205 回	281 回	222 回

相 談 種 別	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活保護	254	190	297	404
病気	466	316	437	578
※自立支援センター	56	49	90	93
年金	18	24	29	47
借金	15	15	28	52
法律	4	10	18	37
就労	147	128	220	382
住宅	30	12	98	288
その他(衣類・シャワー等)	1,260	1,548	3,607	4,464
延べ相談者数 (注)	1,280	1,554	3,608	4,466
1 件当たりの相談時間	32.4 分	22.0 分	10.4 分	11.1 分
病院等への同行 (回)	32 回	13 回	8 回	31 回
巡回相談 (回)	107 回	115 回	122 回	122 回

(注) 一人が複数の相談を受けているため、延べ相談者数は縦列の合計数と一致しません。

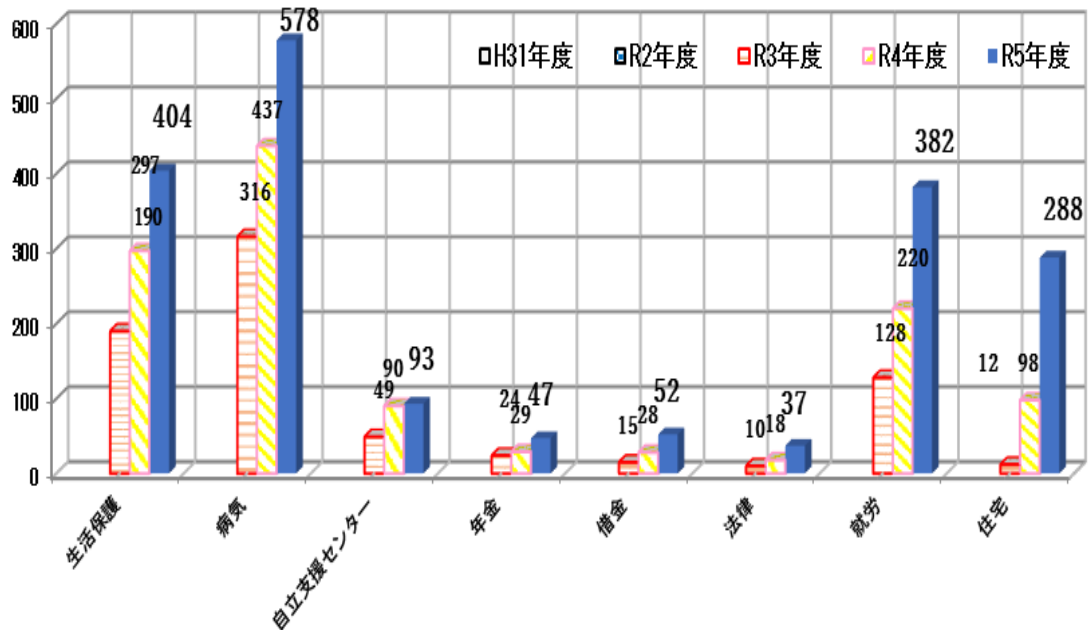
※ 自立支援センター：都区共同による自立支援センターの入所等に関する相談

区内ホームレス数が減少する一方、相談件数は令和 2 年度を境に大幅に増加する傾向がみられます。これは、区・民間団体の連携の結果として事業の周知が図られたこと、応急援護事業（食料、シャワーの提供や日用品の支給など）の機会をとらえて積極的に相談援助を行ったことが要因と考えられます。

また、路上生活が長期化・固定化しているホームレスへの巡回相談を重点的に行っています。

② 相談種別年度比較

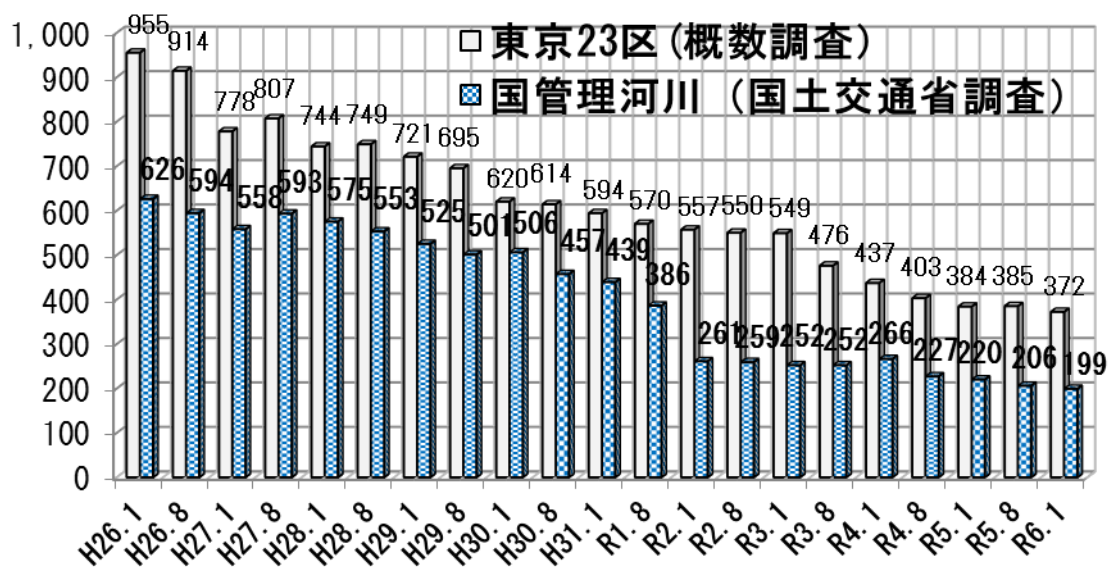
件



4 路上生活者対策施設利用者の状況

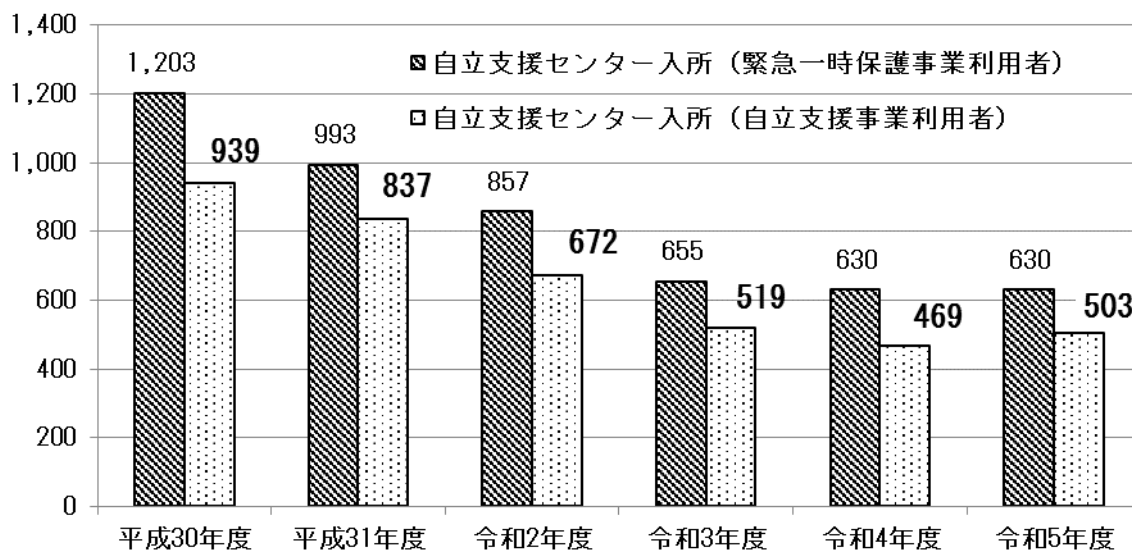
1 東京 23 区内路上生活者数（路上生活者概数調査）

人



2 路上生活者対策施設入居者数 (23区一般利用分)

人



3 「全国調査（実態調査）」による東京23区内路上生活者の年齢構成

平成28年

令和3年

「全国調査（実態調査）」

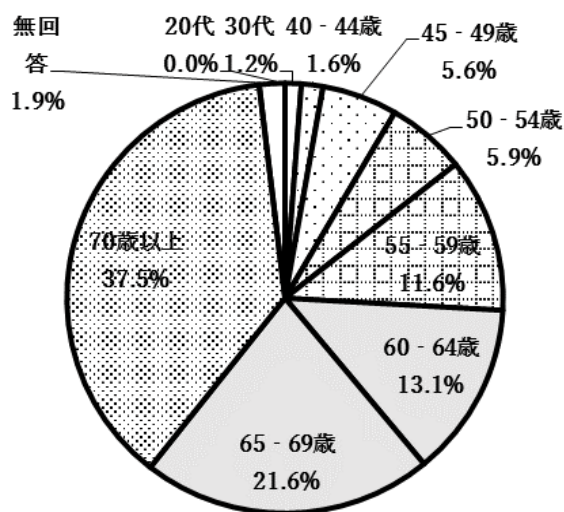
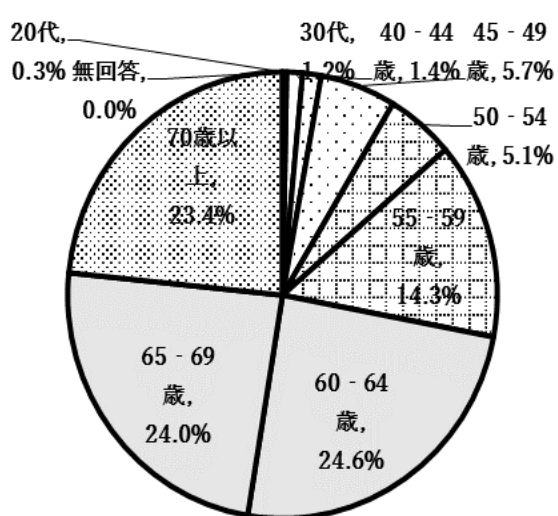
「全国調査（実態調査）」

全国のホームレス数 5,140名

全国のホームレス数 3,824名

東京23区内ホームレス数 1,319名

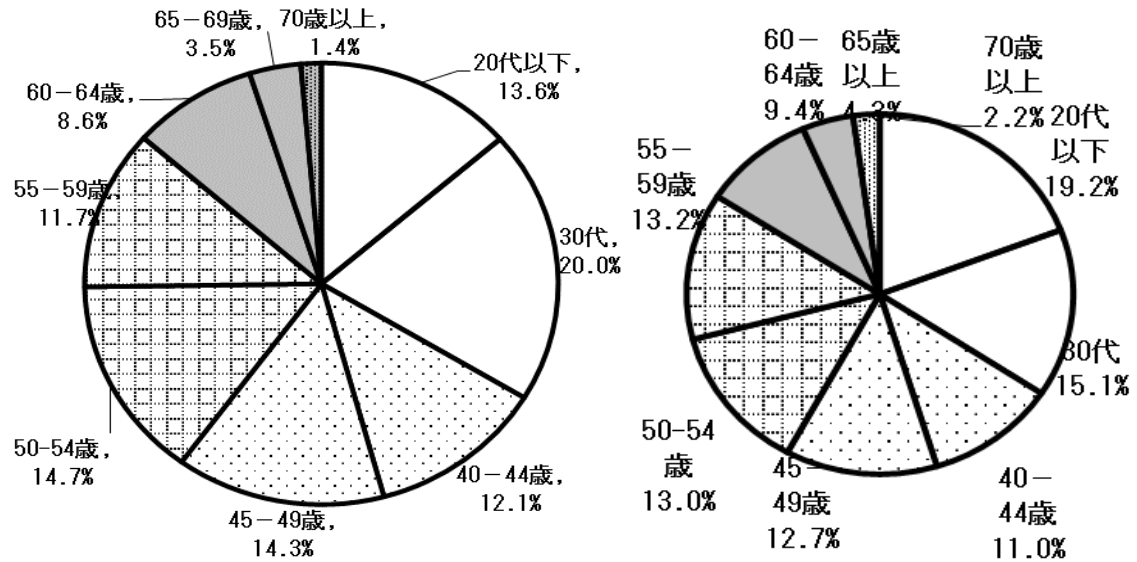
東京23区内ホームレス数 800名



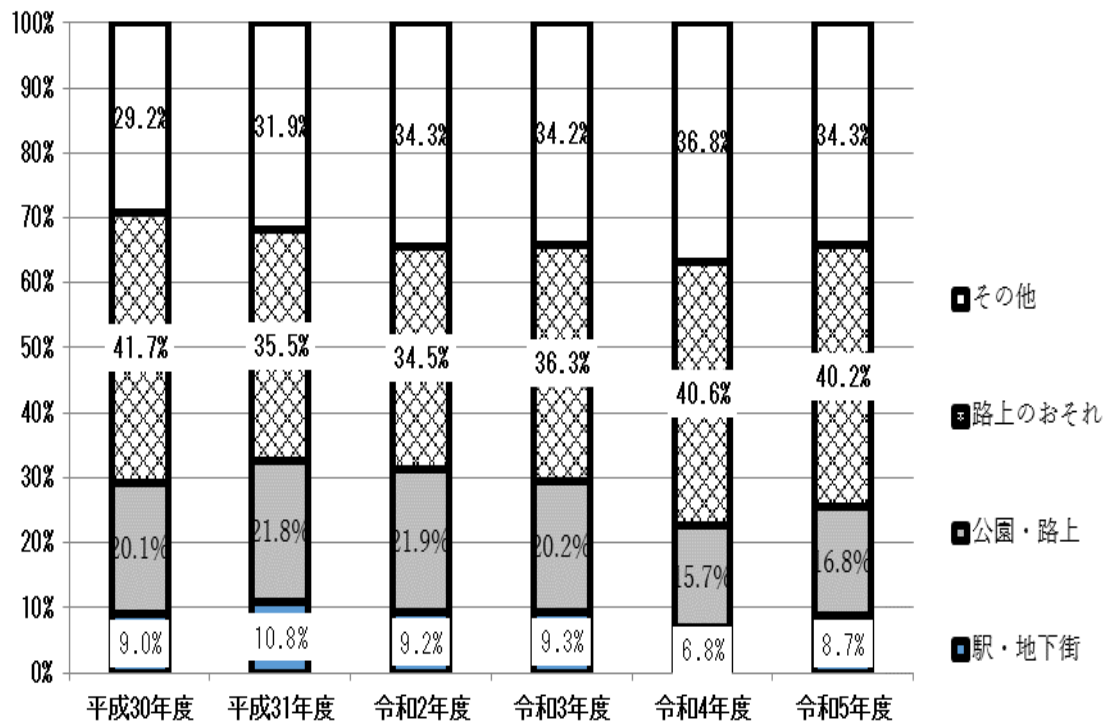
4 緊急一時保護事業（自立支援センター）入所者の年齢構成

平成30年度入所者 1,203名

令和5年度入所者 630名



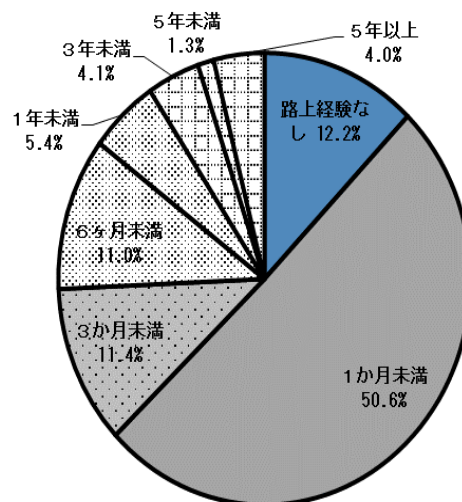
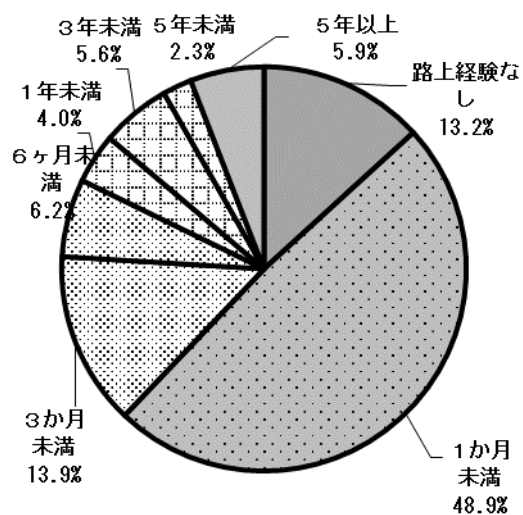
5 緊急一時保護事業（自立支援センター）入所者の入所前居住地



6 緊急一時保護事業（自立支援センター）入所者の路上生活歴

平成 30 年度入所者 1,203 名

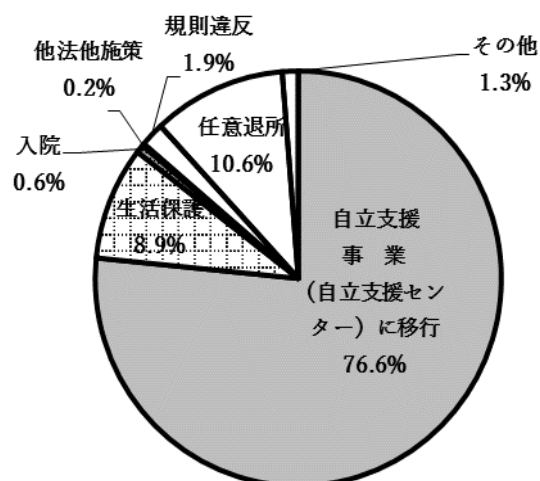
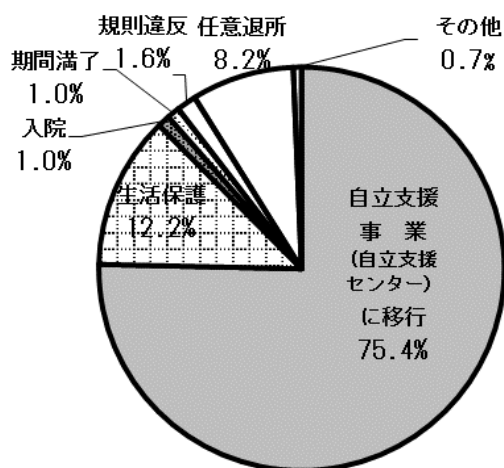
令和 5 年度入所者 630 名



7 緊急一時保護事業（自立支援センター）退所者の退所理由

平成 30 年度退所者 1,209 名

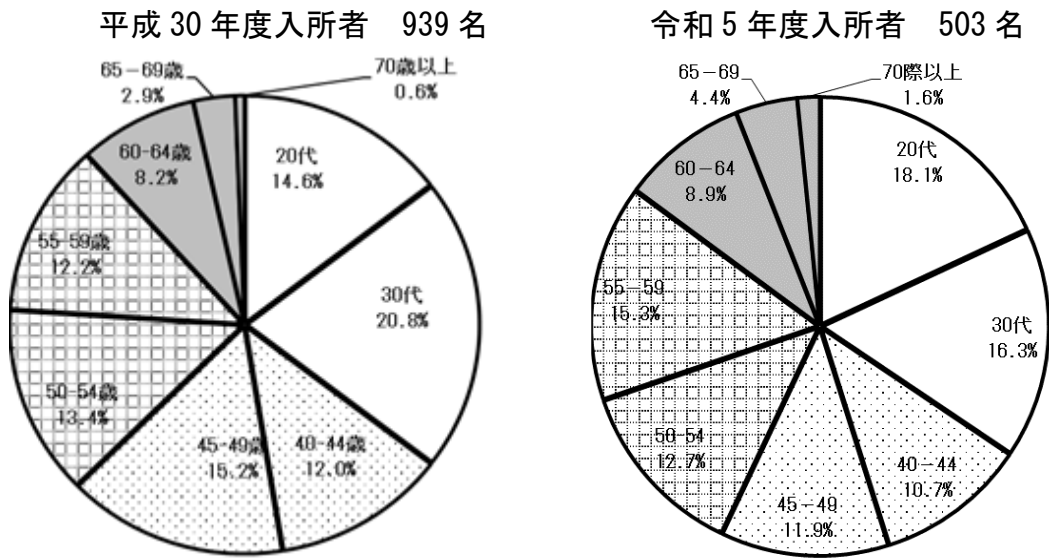
令和 5 年度退所者 632 名



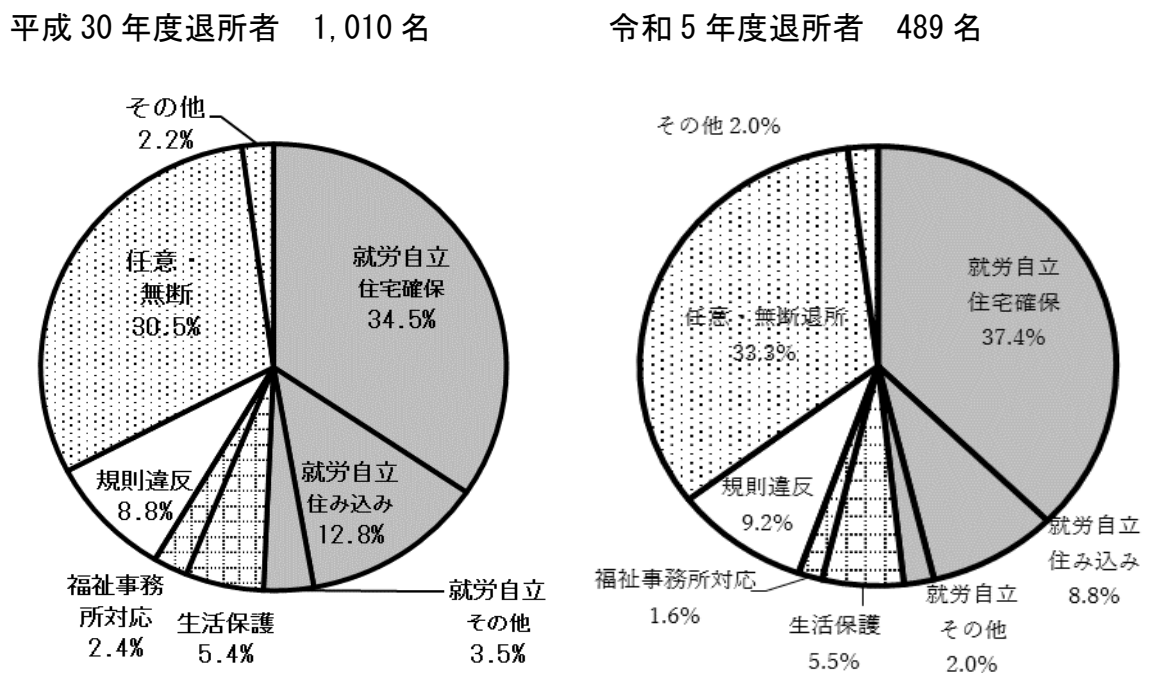
※ 「その他」：帰郷、親族引取り等を含みます。

※ 退所先や事情を確認できない場合、「任意退所」に含みます。

8 自立支援事業（自立支援センター）入所者の年齢構成



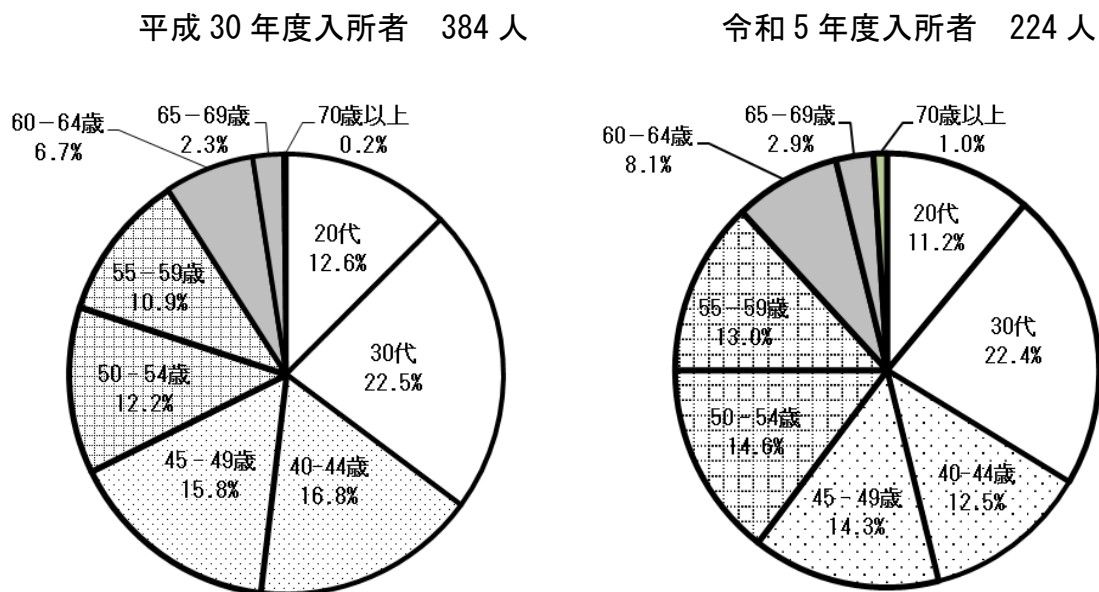
9 自立支援事業（自立支援センター）退所者の退所理由



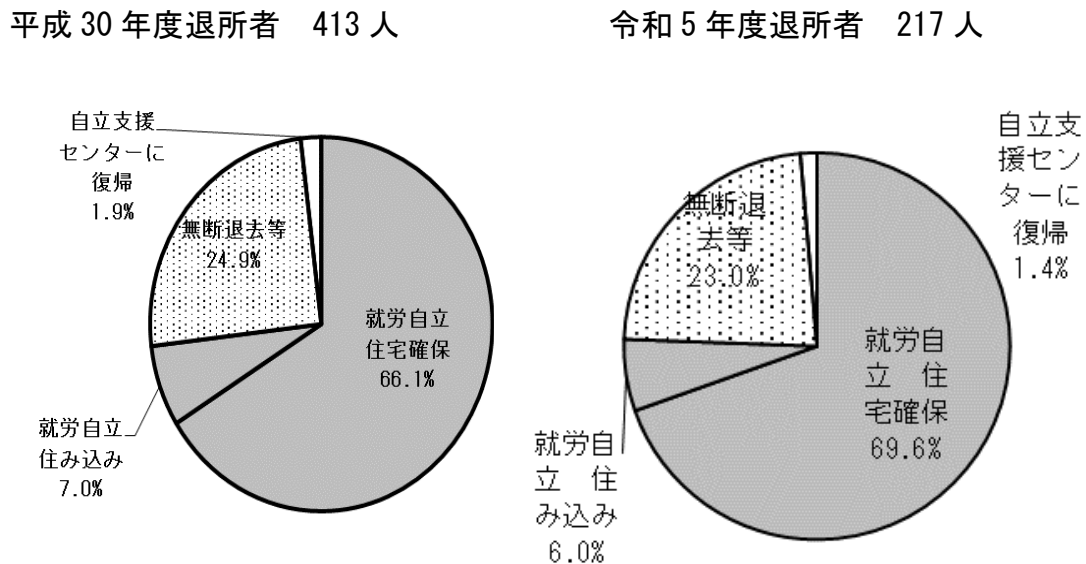
※ 自立支援住宅の数値を含みます。

※ 「その他」：帰郷、親族引取り等を含みます。

10 自立支援事業（自立支援住宅）入所者の年齢構成



11 自立支援事業（自立支援住宅）退所者の退所理由



※ 自立支援住宅の数値は、「自立支援事業」の内数になります。

※ その他・無断退去：帰郷、親族引取り等と任意・無断退去を含みます。

Ⅲ これまでのホームレス問題への取組と課題

- 1 都区共同事業による取組 P 3 6
- 2 新宿区の取組 P 4 3

Ⅲ これまでのホームレス問題への取組と課題

1 都区共同事業による取組

平成 12 年 7 月、東京都と東京 23 区は「路上生活者対策事業に係る都区協定書」を締結し、ホームレスの応急援護から自立支援への対策に大きく舵を切りました。

その後、「路上生活者対策事業実施大綱」に基づき、平成 13 年 8 月には「自立支援システム」、平成 16 年には「地域生活移行支援事業」、平成 18 年には「巡回相談事業」を開始しました。

平成 22 年 10 月以降は、「緊急一時保護センター」と「自立支援センター」の機能を一体化した「新型自立支援センター」に移行し（平成 25 年 2 月移行完了）、東京都と東京 23 区が共同してホームレスの自立支援に取り組んでいます。

また、平成 29 年度から、既存の自立支援システムでは対応が難しい、路上生活が長期化し、高齢化したホームレスに対する新たな取り組みとして、生活支援を行った上で適切な福祉施策につなぎ、地域移行を図る「支援付地域生活移行事業」を 23 区一部地域で試験的に開始し、平成 31 年度からは、23 区全域で実施しています。

(1) 路上生活者対策事業：自立支援システム(平成 13 年 8 月～)

「自立支援システム」とは、都区共同事業として実施している、緊急一時保護事業・自立支援事業・巡回相談事業・地域生活継続支援事業を柱とする、総合的な路上生活者対策事業です。

「自立支援システム」の中心となる自立支援センターは、従来の緊急一時

保護センターと自立支援センターの機能を一体化した「新型自立支援センター」（以下、「自立支援センター」という。）に移行し、巡回相談から社会生活への復帰まで、ホームレスの自立支援を一貫して進める体制を構築しています。

自立支援センターの設置方法は、東京 23 区を 5 つの行政ブロックに分け、ブロック内に各 1 か所、運営期間は 5 年間とし、順次設置しています。

① 緊急一時保護事業（自立支援センター）

ホームレスを一時的に保護し、心身の回復を図るとともに、自立支援事業への移行などに向けて総合的な事前評価（アセスメント）を実施し、意欲と能力に応じた支援計画を策定・実施することにより、社会復帰への道筋を明らかにします。

〔現状〕

- 1 令和 5 年度の利用者は 630 人です。その内、ホームレス生活 3 か月未満が 74.2%（平成 30 年度 76.0%）、50 歳未満の若年層が 58.0%（同 60.0%）を占めています。
- 2 原則、利用期間は 2 週間です。就労意欲の高い利用者は、次のステップの自立支援事業で就労自立を目指します。

※以下、自立支援システムのデータは、東京 23 区全体の数値です。

〔成果〕

- 1 令和 5 年度末まで開設した 22 施設で、延べ 41,584 人が、緊急一時保護事業を利用しています。
- 2 令和 5 年度は、うち 76.6%（平成 30 年度 75.4%）が自立支援事業に移行しています。

〔課題〕

- 1 利用者が、従来型ホームレスから、39 歳以下の若年層のホームレスに変化しており、複雑化した課題を抱えるケースが多く、これまでの取組では対応が難しくなっています。
- 2 若年層のホームレスは、社会性や就労経験が不十分なため、就労自立が難しいケースが多く見受けられます。
- 3 区外から流入し、利用する人が見受けられます。

〔今後の方向性〕

- 1 生活困窮者自立支援法施行後も都区共同事業として、自立支援システムを継続します。
令和 2 年 8 月に三巡目の「千代田寮」が開設され、今後は、令和 7 年度開設予定の中央寮に引き継ぎます。
- 2 若年利用者の社会経験や就労意欲の向上につながる支援の充実が必要です。
- 3 利用者流入について、広域的な解決を国や東京都に働きかけていきます。

② 自立支援事業（自立支援センター）

緊急一時保護事業の利用者のうち就労意欲があり、かつ心身の状態が就労に支障がないと認められる人に、就労準備や職業相談、アパート転宅相談等を行い、就労自立を支援します。

〔現状〕 ※ 自立支援住宅の数値を含みます。

- 1 令和 5 年度の利用者は、503 人で、就労自立した人は 48.3%です。
- 2 原則、利用期間は、緊急一時保護事業から通算して 6 か月以内です。

〔成果〕

令和 6 年 3 月末までに開設した 25 施設で、延べ 24,776 人が自立支援事業を利用し、退所者のうち 48.1%が就労自立しています。

〔課題〕

- 1 利用者が、従来型ホームレスから、路上生活が短期間の若年層のホームレスに変化しており、就労自立が可能な者への就労支援の強化が必要です。
- 2 若年層のホームレスは、社会性や就労経験が不十分なため、就労自立が難しいケースや転職を繰り返したりするケースが多く見受けられます。そのため、個別の状況に応じた支援が必要です。

〔今後の方向性〕

- 1 今後も、若年利用者の職業技能の蓄積や、就労意欲の向上につながる支援の充実が必要です。
- 2 利用期間内に就労できない人や就労自立の継続が困難な利用者を再び路上に戻さない方策が引き続き図られるよう、東京都及び東京23区（特別区人事・厚生事務組合）と一緒に取り組んでいきます。

③ 自立支援事業（自立支援住宅）

「自立支援住宅」は、就労が確保された人が地域生活に移行するための生活訓練の場として、一定期間提供する住宅です。東京23区の各ブロックに22戸（平成30年度まで30戸）ずつ設置し、自立生活訓練や自立促進積立金の積立、就労継続等を実施しています。

〔現状〕

令和5年度は224人が新規入居し、退去者数217人中75.6%が就労自立しています。

〔成果〕

- 1 平成21年4月から令和6年3月末までに、延べ5,593人が自立支援住宅を利用しています。
- 2 平成23年度より、女性ホームレスの利用を実施しています。

〔課題〕

入居後に、家計管理や生活管理における課題が明らかになるケースが見受けられます。

〔今後の方向性〕

就労自立の達成に向けて、よりきめ細かな生活状況の把握や伴走型の支援が必要です。

④ 支援付地域生活移行事業

路上生活が長期化・高齢化した人を対象に、路上生活からの脱却及び地域生活の安定に向けた支援（特別班による巡回相談の強化、自立支援住宅（支援付き）での居住支援、地域生活移行後の訪問相談など）を一貫して行う事業です。

平成 29 年度から平成 30 年度は、**都区共同路上生活者対策モデル事業**として、新宿区を含む一部地域で実施しました。平成 31 年度からは、支援付地域生活移行事業として 23 区全域で実施しています。

〔現状〕

令和 5 年度は 35 人が支援付き住宅に入居しました。

〔成果〕

平成 29 年 4 月から令和 6 年 3 月末までに、延べ 275 人が支援付き住宅に入居しました。162 人が生活保護に移行し、18 人が自活転宅しました。

〔課題〕

入居後に、家計管理や生活管理における課題が明らかになるケースが見受けられます。

〔今後の方向性〕

- 1 長期に路上生活をしていた人は、それぞれ異なった課題があり、よりきめ細かな生活状況の把握や伴走型の支援が必要です。
- 2 今後も、対象者それぞれに合った福祉サービスにつなぎ、地域への移行を図ります。

(2) 巡回相談事業(平成 18 年度～)

巡回相談事業は、自立支援センターに巡回相談員を配置し、原則週 1 回、各区との協議によりホームレスの起居する公園や道路等に直接出向き、巡回して面接相談を実施しています。健康状態や生活状況を把握するとともに、自立支援センターなどで実施するホームレス対策事業の紹介や利用の勧奨、生活保護制度の説明などを行っています。

〔現状〕

令和 5 年度の相談件数は、5,698 件です。

〔成果〕

これまで、平成 18 年度から令和 6 年 3 月末までに、延べ 118,932 件の相談を実施しています。

〔課題〕

- 1 新宿区を含めて、東京 23 区内のホームレスは減少傾向にありますが、路上生活期間の長期化・高齢化、健康状態の悪化等への対応が必要です。
- 2 夜間・早朝時間帯に、駅周辺で起居するホームレスの生活実態等を把握していく必要があります。

〔今後の方向性〕

- 1 引き続き、区や関係機関と連携して、粘り強く巡回相談を実施します。
- 2 増加傾向にある 39 歳以下の若年層を中心として夜間・早朝時間帯に起居するホームレスへの支援方法を検討し、早い段階からの支援を図ります。

(3) 訪問相談（二度とホームレスに戻らないためのアフターフォロー）

※第Ⅱ期推進計画の事業名 自立支援システムによる生活支援

※第Ⅲ期推進計画の事業名 地域生活継続支援事業（平成 20 年度～）

自立支援事業による支援を終了し、特別区内のアパート等で生活している人を対象として、訪問・来所等による相談を実施しています。

原則 1 年間、日常生活や就労に関する相談・指導等を行い、再び路上に戻ることなく、安定した地域生活を維持継続できるよう見守りを行っています。

〔現状〕

令和 5 年度の相談件数は、3,661 件となっています。

〔成果〕

- 1 これまで、平成 22 年度から令和 6 年 3 月末までに、延べ 72,353 件の相談を行っています。
- 2 自立支援事業を終了し、東京 23 区内のアパート等に居住する者を対象としていますが、これまでの希望者から全員に対象者が拡充されています。
- 3 事業終了時に居宅・住込みを継続している割合（生活保護受給を含む）は平成 30 年度の 80%から令和 5 年度の 84.2%と向上しています。

〔課題〕

就労自立後、居宅生活等地域生活を継続できず、路上生活を繰り返す場合があります。

〔今後の方向性〕

- 1 居宅生活等地域生活の継続と再路上化への対応に向けた支援強化に取り組めます。
- 2 伴走的な支援の観点から、原則、訪問による相談支援を継続します。

2 新宿区の取組

平成 10 年 2 月の新宿駅西口の「ダンボールハウス火災事故」を契機に、新宿区内に「暫定自立支援センター」を 2 か所設置し、ホームレスの応急援護に取り組んできました。その後、平成 12 年に都区共同事業による「自立支援センター：新宿寮」の設置、平成 13 年から 15 年にかけて「路上生活者実態調査」を行い、新宿区のホームレスの実態把握に努めてきました。

平成 18 年 2 月には、「新宿区ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を策定し、新たに「拠点相談所：とまりぎ」「自立支援ホーム」「訪問サポート：地域生活安定促進事業」を実施し、ホームレスの自立支援の取組を始めました。

第Ⅰ期推進計画の「7つの重点項目」（平成18年度～平成21年度）

- (1) 相談体制の充実
- (2) 居住支援
- (3) 就労支援
- (4) 健康衛生面の向上
- (5) NPO団体等との連携
- (6) 公共施設の適正管理
- (7) 人権啓発

平成22年2月には、「第Ⅱ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を策定し、一人ひとりのタイプ・段階に応じた支援を推進するとともに、区の実施として、国や東京都、東京23区に様々な要望・提言を行いました。

第Ⅱ期推進計画の「八つの基本施策」（平成22年度～平成26年度）

- (1) 相談体制の機能強化
- (2) アセスメント（支援方法の判断・評価）システムの構築
- (3) 福祉的支援の条件整備
- (4) 施設・住宅の確保
- (5) 就労支援
- (6) 人的資源の開発とネットワークづくり
- (7) 公共施設の適正管理
- (8) 人権啓発

平成28年1月には、「第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を策定し、第Ⅱ期における一人ひとりのタイプ・段階に応じた支援を継続して推進するとともに、引き続き、区の実施として、国や東京都、東京23区に様々な要望・提言を行いました。

第Ⅲ期推進計画の「八つの基本施策」（平成 27 年度～平成 31（令和元）年度）

- (1) 相談体制の機能強化
- (2) 生活困窮者自立支援法に基づくアセスメント（支援方法の判断・評価）
- (3) 福祉的支援の条件整備
- (4) 施設・住宅資源の確保
- (5) 就労支援
- (6) 人的資源の開発とネットワークづくり
- (7) 公共施設の適正管理

令和 2 年 1 月には、「第Ⅳ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を策定し、第Ⅲ期における一人ひとりのタイプ・段階に応じた支援を継続して推進するとともに、引き続き、区が取組として、国や東京都、東京 23 区に様々な要望・提言を行いました。

第Ⅳ期推進計画の「八つの基本施策」（令和 2 年度～令和 6 年度）

- (1) 相談体制の機能強化
- (2) 生活困窮者自立支援法に基づくアセスメントの充実
- (3) 福祉的支援の条件整備
- (4) 施設・住宅資源の確保
- (5) 就労支援
- (6) 人的資源の開発とネットワークづくり
- (7) 公共施設の適正管理
- (8) 人権啓発

ここでは、第Ⅳ期推進計画での新宿区を取組を振り返ります。
なお、第Ⅳ期推進計画概要版に記載した順番に沿って振り返ります。

(1) 相談体制の機能強化

〔はじめの相談〕

① 拠点相談所「とまりぎ」（平成 18 年度～）

福祉事務所では、日々来所する多数のホームレスに対して職員が、生活保護の適用や自立支援システムの利用、宿泊場所や食事の提供など、多様な支援を行っています。

しかし、固定・定着化しているホームレスの高齢化や 39 歳以下のホームレスの増加等により、これまで以上に相談内容が複雑化・多様化しており、継続的な相談の中で、一人ひとりの自立への支援課題を見つけ出し、適切な施策につなげていくことが求められています。

第Ⅳ期推進計画期間においては、区が他自治体に先駆けて設置した拠点相談所が、来所するホームレスとの継続的な関わりを維持し、個別の自立支援施策に粘り強く結びつける支援を継続することで、ホームレスの専門相談所として機能を十分果たしています。

〔現状〕

- 1 区内ホームレス数が減少する一方、相談件数は令和 2 年度を境に大幅に増加しています。
- 2 相談状況の詳細は、第Ⅱ章を参照してください。

〔成果〕

- 1 生活保護の適用以外にも、福祉事務所と連携して、相談者の状況に応じたきめ細やかな支援が図られています。
- 2 路上生活が長期化しているホームレス等、対応が困難な方への巡回相談を継続して行い、地域移行に結びつけています。
- 3 シャワーの提供や健康相談を通じて、傷病の早期発見につなげています。

〔課題〕

- 1 これまでのホームレスとはタイプの異なる 39 歳以下の若年相談者の増加に伴い、相談内容は複雑化・多様化しています。
- 2 高齢化・固定化したホームレスの中には、複雑な生育環境を経てきた人や、知的・精神の障害を有していると思われる人も見受けられます。
また、路上生活を脱却する意思を示さない人の中には、自己肯定感が十分でないと推察される人もいます。

〔今後の方向性〕

- 1 引き続き、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業として、新宿区内に起居するホームレスに対し、年代別に、それぞれが抱える課題等に対応したよりきめ細かな相談支援を行います。
- 2 今後は巡回相談に力を注ぎ、高齢化・固定化したホームレスに路上生活からの脱却を促していきます。

② 巡回相談事業（都区共同事業による取組に記載）

Ⅲ - 1 - (2) P 3 4 参照

〔施設入所中の相談〕

③ 地域生活サポート：宿泊所等入所者相談援助事業（平成 15 年度～令和 2 年度）

NPO 等が運営する宿泊所等に生活援助相談員を配置し、入所している単身生活が困難な元ホームレスへの生活相談や健康管理の支援を行います。

また、介護保険などの他法他施策を活用して日常的なケアを行い、地域での生活を支援しています。

令和 3 年度より、従来から実施していた地域生活安定促進事業と事業統合し、引き続き支援を行っています。

〔現状〕

- 1 単身で生活することは困難であっても、見守りがあれば、地域での生活が可能な宿泊所等入所者を対象としています。
- 2 休日・夜間等に、緊急な宿泊援護が必要な者も、対象としています。

〔成果〕

- 1 見守りの必要な宿泊所等入所者に対し、生活援助相談員による健康管理等の相談援助により、継続的な自立への支援が図られています。
平成 31 年度の支援対象件数は 2,350 件、令和 2 年度の支援対象件数は 2,291 件となっており、宿泊所入所者への支援は依然として需要が多い状況が続いています。
- 2 生活相談や就労支援等、きめ細かな相談援助により、再路上化の予防に役立っています。

〔課題〕

- 1 ホームレスが高齢化する中、見守り等を必要とする元ホームレスが増えています。地域での生活を維持するのが難しく、再路上化するおそれがあります。
- 2 宿泊所等で相談援助を必要とする利用対象者は増加傾向にあり、高齢化した元ホームレスへの見守りが今後も必要です。

〔今後の方向性〕

- 1 元ホームレスの再路上化を予防するため、事業を継続します。
- 2 高齢化し、介護等が必要となった元ホームレスが地域での生活を継続できるよう、引き続き、きめ細やかな見守り支援に取り組んでいきます。

〔アパート生活後の相談〕

④ 訪問サポート：地域生活安定促進事業(平成 19 年度～)

生活保護を受給し、アパート等での生活を開始した元ホームレスに対して、再び路上生活に戻ることなく継続してアパートを維持できるよう、きめ細かな訪問・相談等を行い、基本的な生活習慣の指導や相談助言等を行っています。

また、訪問相談員が日常生活等に必要な相談援助を行い、アパート等への転居をサポートしています。

〔現状〕

令和 5 年度

新規依頼件数 245 人

事業利用終了者数 234 人 3 月末現在継続支援者数 110 人

〔成果〕

- 1 宿泊所等からアパート生活への移行支援に十分な成果を挙げています。
- 2 きめ細かな訪問を通じて生活実態を把握するとともに、他法他施策の活用など、地域での生活に必要な様々な相談・助言を通して支援が進められています。
- 3 平成 23 年度からは、区外の宿泊所等に移行した人にも実施しており、令和 5 年度も区外の宿泊所等を利用する被保護者に対し、基本的な生活習慣の指導や相談助言等を行っています。

〔課題〕

- 1 支援内容が多様化・複雑化し、支援期間が長期化する傾向にあります。
- 2 様々な生活課題により、宿泊所からアパート等への移行が困難な被保護者に対する支援をより一層強化する必要があります。

〔今後の方向性〕

- 1 引き続き、再路上化を防止し、アパート生活移行を促進し、地域生活を持続するための支援として事業を継続します。
- 2 様々な生活課題により、宿泊所からアパート等への移行が困難な元ホームレスの被保護者に対する支援の強化に努めます。

⑤ 地域生活継続支援事業（都区共同事業による取組に記載）

Ⅲ - 1 - (3) P 3 5 参照

(2) 生活困窮者自立支援法に基づくアセスメント（支援方法の判断・評価）

アセスメントは、相談者の生活歴、困窮の要因及びニーズ等を把握するとともに、個々の自立にふさわしい施策に結びつけるために必要なホームレス対策共通の仕組みです。

〔現状〕

日常の相談業務の中で、生活困窮者自立支援法に基づくアセスメントに沿って支援方法の判断・評価を行い、支援に役立てています。

〔成果〕

困窮の要因が多様化・複雑化しているため、アセスメントのチェック項目に対する記載方法の定期的な見直しが図られています。

〔課題〕

相談者との信頼関係の構築に努め、生活困窮者自立支援法に基づくアセスメントを活用するとともに、必要に応じて他機関と連携した支援を目指す必要があります。

〔今後の方向性〕

引き続き、生活困窮者自立支援法によるアセスメントにより、相談者の状況を効果的に把握し、個々の状況に寄り添った支援に役立てていきます。

(3) 福祉的支援の条件整備

路上生活から脱却する上で、様々な段階の相談・助言の中で応急援護を行うとともに福祉的支援の条件整備を行っています。

① 応急援護事業

食料の支給

路上生活が長期化した方の中には、食料を確保できず空腹の中で相談に来る方もおります。そのような方を福祉施策に繋げるための機会ととらえて、食料を支給しています。

シャワーの提供

衛生面を確保するため、拠点相談所にシャワーを設置し、通院や就労活動のために必要なホームレスに対して、適宜提供しています。

日用品等の支給

必要に応じて、「寝巻き・下着・タオル・コップ・歯磨き・石鹸」等の日用品を支給し、相談援助につなげています。

② 心身の健康に関する支援

ホームレスの結核予防検診

保健所では、レントゲン撮影による結核健診や健康相談を実施しています。また、ホームレスの感染防止に努めています。

③ 年金の調査

相談・助言の中で年金調査を支援し、年金受給に結びつけています。

④ 住民登録の設定

住所設定に関する手続きを支援しています。

〔現状〕

令和 5 年度

乾パンの支給 2,503 人、シャワーの提供 3,828 人

〔成果〕

事業実施により、新宿区や拠点相談所への相談来所を促進し、次の相談援助のステップにつなげています。

〔課題〕

- 1 応急援護事業の利用から次のステップの施設入所等につながらないケースが見受けられます。
- 2 心身の健康状態が悪化しているホームレスが見受けられますが、疾病の早期発見や治療に結びつけるのが困難です。

〔今後の方向性〕

- 1 ホームレス支援の第一歩として、「食料の提供」「シャワーの提供」「日用品の支給」等の応急援護を引き続き実施します。
- 2 ホームレス状態が長期化しないよう拠点相談所や巡回相談等を通して、次の支援への誘導を図ります。
- 3 関係機関等と連携して、ホームレスの心身の健康確保に努めていきます。

(4) 施設・住宅資源の確保

〔緊急対応型〕

① 民間宿泊所の借上げ：給食宿泊場所の確保（平成8年度～）

病気や怪我などの理由から緊急に一時的な宿泊場所を希望するホームレスに対して、法外援護（生活保護制度以外の支援）として、民間宿泊所と年間契約を締結し、食事や風呂、日用品などを提供する緊急一時保護事業を実施しています。

〔現状〕

- 1 令和5年度は、9,763ベッドのうち、8,898床利用しており、ベッド数利用率は91.1%です。
- 2 平成27年度から生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業として実施しています。

〔成果〕

- 1 路上生活から脱却したホームレスに対し、緊急一時的なシェルターとして自立への入口支援を行い、次のステップにつなげています。
- 2 NPO等民間団体との連携により、緊急対応が図られています。
また、宿泊場所や食事の提供とともに、利用者の生活状況の把握や見守り支援等を行っています。

〔課題〕

- 1 ホームレス数は減少していますが、今後も新宿区内には新たなホームレスが流入し続け、ホームレス数は横ばいとなることが予測されています。
- 2 全国的に独自の一時生活支援事業を行う区は少ないため、他区市からの利用希望者が流入しています。

〔今後の方向性〕

- 1 本事業は自立への足掛かりとしての役割を果たしており、今後も一定の需要が見込まれます。生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業として継続します。
- 2 今後は、利用者の生活状況の把握や次のステップへの誘導等に努め、効果的な運営に努めます。
- 3 区外からの流入については、広域的な解決を国や東京都に働きかけていきます。

② 緊急一時保護事業(自立支援センター)(都区共同事業による取組に記載)

Ⅲ - 1 - (1)① P30・P31参照

〔地域生活移行：定着型〕

③ 自立支援ホーム(平成19年度～)

路上生活の期間を問わず、就労意欲が高いホームレスに居室を提供し、計画的・集中的・継続的に就労支援や生活指導を行い、安定した就労の確保とアパートへの入居を実現し、再びホームレス生活に戻らないように支援しています。

なお、自立支援ホームの委託事業者による巡回相談と連携して、路上生活が短く、自立意欲のあるホームレスに利用を案内しています。

入所にあたっては、新宿区・施設管理者で「支援調整会議」を行い、利用者を決定しています。

〔現状〕

- 1 年度を通じて、定員 6 人で運営しています。
- 2 令和 5 年度
入所者 7 人
退所者 9 人（うちアパート等での自立生活移行者 5、その他 4）

〔成果〕

- 1 就労意欲があり一定の収入が得られるホームレスに対し、早期の自立に十分な支援が図られています。
- 2 就労収入が少なくても、年金収入を得ることにより、アパート生活が可能なホームレスへの支援が図られています。

〔課題〕

- 1 今後も増加傾向にある 39 歳以下の若年層の求職者やホームレス流入が続くと予測されますが、原則として、就労を開始しているホームレスは、新たに自立支援システム(都区共同)を利用できません。
- 2 若年で就労が長続きせず転職を繰り返す、または、生活の立て直しやアパート資金の貯蓄が難しい利用者が見受けられます。

〔今後の方向性〕

- 1 引き続き、就労意欲の高い若年層をホームレス化させない支援が必要です。生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業及び一時生活支援事業として継続します。
- 2 入所者の個々の事情に応じたきめ細かな相談と就労支援をより一層充実し、就労自立に結び付けます。

④ 自立支援事業(自立支援センター)（都区共同事業による取組に記載）

Ⅲ - 1 - (1)② P 3 1・P 3 2 参照

⑤ 自立支援事業(自立支援住宅) (都区共同事業による取組に記載)

Ⅲ - 1 - (1)③ P 3 2 ・ P 3 3 参照

⑥ 生活支援付き住宅 (都市型軽費老人ホーム等) の整備

身体機能の低下等で自立した日常生活を送ることに不安がある高齢者等を対象とした生活支援付き住宅 (都市型軽費老人ホーム等) について、事業を実施するNPO等民間団体への支援を、国・東京都の助成制度を活用しながら、住宅・高齢者部門と連携して推進しています。

〔現状・成果〕

1	平成 24 年度	1 か所開設
2	平成 28 年度	2 か所開設
3	令和 6 年度	1 か所開設

〔課題〕

高齢化したホームレス等、生活支援の必要な人向けの住宅・施設を整備する支援体制が引き続き求められています。

〔今後の方向性〕

高齢化したホームレス等に対応した施設整備を引き続き、住宅・高齢部門と連携して推進します。

⑦ 住宅の確保

公営住宅等の入居斡旋、低家賃住宅の確保、家賃助成などを国や東京都に要望しています。

〔現状〕

都営住宅では、真に住宅に困窮する低所得者に対し、住宅を的確に提供していくという公営住宅制度の趣旨に基づき、特別割当制度を実施しています。

〔成果〕

平成 14 年度から、自立支援センターを自立により退所する者を対象として、都営住宅の特別割当の実施が図られています。

〔課題〕

- 1 新宿区等、ホームレスが多く居住する自治体が単独で、流入し続けるホームレスに対する住宅提供を行うのは困難です。
- 2 路上に残る高齢化したホームレスと流入する若年ホームレスでは、住宅ニーズが異なります。それぞれのニーズに見合った住宅確保と地域移行を国、東京都が推進することが必要です。

〔今後の方向性〕

- 1 引き続き、元ホームレスに対する公営住宅等の入居斡旋、低家賃住宅の確保、家賃助成などを国、東京都に働きかけていきます。
- 2 都市型軽費老人ホーム等、現行施設の有効活用や今後の整備により、ホームレスのタイプやニーズに見合った住宅確保と地域移行が行われるよう、国、東京都に働きかけていきます。

(5) 就労支援

① 就労支援

新宿区では、拠点相談所でホームレスからの就労関係の相談に応じたり、生活保護を受給している元ホームレスに対して、就労支援員による支援や「新宿就職サポートナビ」、「新宿ジョブさぽーと」等の案内を行っています。

〔現状〕

- 1 拠点相談所「とまりぎ」の就労支援状況は、P. 21 を参照してください。
- 2 生活保護を受給している元ホームレスに対しては、被保護者就労支援事業を活用してきめ細やかな就労支援を行っています。

〔成果〕

個人のニーズに合わせた就労支援を行い、就業機会の拡大と就職率の向上が図られています。

〔課題〕

就労自立に至らなかったり、長続きしない若年ホームレスが多く見受けられるため、若年層に対する就労支援の強化が必要です。

〔今後の方向性〕

引き続き、関係機関と連携し、ホームレスの就労自立に向けた支援を継続します。

② 就労支援・住宅支援等相談機能との連携

ハローワークやTOKYOチャレンジネット、社会福祉協議会等と随時打合せを実施し、連携を図っています。

〔現状〕

- 1 新宿区では、平成23年7月に新宿就職サポートナビを開設しています。
- 2 生活困窮者自立支援法施行後、住居確保給付金も引き続き活用しています。

〔成果〕

ハローワークと連携して、区内の生活保護受給者等への就労支援が図られています。保護受給中の元ホームレスも多く利用し、就労につなげています。

〔課題〕

若年ホームレスは、これまでの職歴や生活歴により、人とのつながりや社会性が稀薄で、就労経験も不十分なため、安定した就労自立が難しいケースが多く見受けられます。

〔今後の方向性〕

引き続き、関連機関等と随時連携を深め、ホームレスのそれぞれのニーズや適性に見合った就労支援の推進を図ります。

③ 雇用対策におけるセーフティネットの充実

第Ⅱ期推進計画当時の「就職安定資金融資」や「住宅手当」等は、次のような制度の見直しが行われています。

また、国は平成 27 年 4 月 1 日に「生活困窮者自立支援法」を施行し、第二のセーフティネットの充実・強化を図っています。

〔現状〕

生活困窮者自立支援法施行に伴い、制度が拡充されました。次の事業は廃止・変更されました。

就職安定資金融資

住宅手当の創設等により、平成 22 年 10 月に廃止されています。

東京都の*生活サポート特別貸付事業

平成 24 年 2 月に廃止されましたが、「介護人材育成確保緊急対策事業」は、現在「住居喪失不安定就労者・離職者等サポート（介護職支援コース）特別貸付事業」として実施されています。

〔成果〕

制度活用により、ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人をホームレス化させない支援や自立後に再路上化させない支援が図られています。

〔課題〕

利用要件があり、生活困窮者自立支援法施行後も、必ずしもホームレスの使い勝手のよい制度とはいえません。

〔今後の方向性〕

- 1 引き続き、国や東京都に対して、第二のセーフティネットの充実を働きかけていきます。
- 2 今後も関係機関と連携し、制度の活用を図ります。

(6) 人的資源の開発とネットワークづくり

〔現状〕

① ホームレスの自立支援策の周知

平成 22 年度に「ホームレスの自立支援ハンドブック」を 3,000 部作成し、区内の町会、民生委員・児童委員、区立小中学校等に広く配布しています。

② 福祉関係職員の研修等の実施

特別区人事・厚生事務組合等の研修を活用して実施しています。

③ 広域的な関係機関会議の設置

全国自治体ホームレス対策連絡協議会等の、広域的な関係機関会議の設置を国や都県に対し引き続き要望しています。

④ 地域別連絡会議の設置

ホームレス問題に関する地域別連絡会議の設置には至りませんでした
が、区内の関係機関・NPO等民間団体との連絡会議を実施しています。

〔成果〕

- 1 幅広い区民にホームレスの自立支援ハンドブックを配布し、区の施策の周知が図られています。
- 2 区民やNPO等民間団体及び国・東京都等と連携し、事業を推進しています。

〔課題〕

今後も、区民やNPO等民間団体等との連携を深め、国や東京都に積極的に情報発信を行う必要があります。

〔今後の方向性〕

- 1 引き続き、ホームページ等の活用や、ホームレスの自立支援ハンドブックの作成・配布を行い、新宿区のホームレス支援事業の周知を図ります。
- 2 福祉関係職員の研修を、関係機関等による研修を活用し、実施します。
- 3 広域的な関係機関との連携として、国や東京都等に新宿区の声が届けていきます。施策に支援の現場の声の反映が図られるよう努めます。

(7) 公共施設の適正管理

公共施設は一定のルールのもとに、誰もが自由に快適に利用することができる場所でなければなりません。

しかし、多くのホームレスが居場所を求めて、起居を始めたり、他の人の使用を妨げる長時間の占拠等を行ったりしています。

このような状況に対し、区は公園や道路等では、施設管理者と福祉が巡回相談を行い、また、必要に応じて警察とも連携しながら地域の安全・安心な環境づくりを図っています。

他の公共施設では、施設管理者がホームレスに適切な施設利用について理解を求めるとともに、福祉と連携して巡回相談を行い、制度等の必要な情報を提供するなどして施設の適正な利用の確保を図っています。

〔現状〕

都区共同の巡回相談と合せて、区の福祉担当職員や巡回相談事業の相談支援員が年間合計延べ100件程度、出張し、ホームレスに相談来所を促しています。

〔成果〕

- 1 大規模公園等に滞留していたホームレスについて、施設管理者やNPO等民間団体と連携し、地域生活への移行が図られています。
都立戸山公園…令和6年1月「路上生活者概数調査」 4人
- 2 住民等からのホームレスに関する苦情や通報に迅速に対応しています。

〔課題〕

- 1 路上で生活する高齢ホームレスの中には、福祉施策の利用を拒否し、路上に固定化している者が見受けられます。
- 2 長期の路上生活で心身の健康を害し、心の病やアルコール等の影響でコミュニケーションが取れず、対応が困難な者が多く見受けられます。
- 3 夜間に駅周辺等集まるホームレスの中には、福祉の支援の情報が十分に伝わっていないケースが見受けられます。

〔今後の方向性〕

- 1 今後も施設管理者と福祉が連携・調整して、公共施設の適正管理を図るとともに、ホームレスに対して路上生活からの脱却を促していきます。
- 2 高齢・固定化したホームレスや心身の健康を害し、対応が困難なホームレスに対しては、都区共同の巡回相談の看護師や保健所の保健師、警察等と連携して、適切な支援ができるよう巡回相談の実施を図ります。
- 3 若年層を中心として夜間に集まるホームレスへの支援方法を検討し、早い段階からの支援を図ります。

(8) 人権啓発

① ネットワークづくり等による啓発

環境対策会議などの機会を捉え、啓発を行っています。

② 第Ⅳ期推進計画・区広報紙等を活用した啓発

ホームページによる計画の公開や、概要版の配布、人権週間のパネル展示等によりホームレスに関する人権啓発を行っています。

また、教育委員会や青少年育成委員会を通じて、子どもたちに対して、人権啓発に努めています。

〔現状〕

- 1 機会を捉えて、ホームレスの人権擁護の啓発に努めています。
- 2 区立小中学校では、小学生の段階から社会的・職業的自立に向け、キャリア教育を推進しています。

〔成果〕

人権週間のポスター展示等を活用して、人権擁護の啓発が図られています。

〔課題〕

- 1 住民の言動やホームレス自身の原因で、お互いの理解が得られないことがあります。近隣住民とホームレスの双方の人権に配慮していく必要があります。
- 2 ホームレスに対する偏見や差別をなくし、ホームレスに対する正しい理解と認識を深めるための広報・教育啓発活動を推進することが必要です。

〔今後の方向性〕

引き続き、ホームレスの人権擁護について、機会を捉えて啓発に取り組んでいきます。

第Ⅳ期推進計画期間中は、上記の取組により、区民やNPO等民間団体等と連携して、ホームレスのそれぞれのタイプ・段階に応じた支援に取り組みました。

第Ⅴ期推進計画では、第Ⅳ期推進計画の基本施策を継承しつつ、見直しを図ります。

(9) ホームレス対策に要する経費

国に対して、積極的な財政支援を要望しています。

新宿区は、広域的な大都市問題のホームレス対策に積極的に対応しています。必要十分な国の財政措置がなければ、区民理解が得られません。

しかし、現状での国の財政措置は十分なものではありません。その上、生活困窮者自立支援法施行後、これまで国が負担してきたホームレス対策事業費は、一部自治体負担となりました。区の事業費負担額の増大は、生活保護の適用による地方負担も含め、区財政に及ぼす影響が少なくありません。

これから述べる第Ⅴ期推進計画の各事業については、生活困窮者自立支援法等による国庫補助金等を最大限に活用し、財源の確保に努めます。

以下は、令和5年度に新宿区のホームレス対策に要した直接経費の概要です。

令和 5 年度決算

歳 出

ホームレス対策 111,445,487 円

1 抑止相談事業 84,681,700 円

2 本年 9 月の決算特別委員会における議決を経て、作成
3 します。

4 宿

5 地

6 路

歳 入

【特定財源】 60,432,765 円

国庫負担金 19,530,765 円

国庫補助金 40,902,000 円

【一般財源】 51,012,722 円

IV ホームレス問題の解決に向けたこれからの取組

- 1 解決のための基本的な考え方 P 6 6
- 2 新宿区・東京都・国の役割 P 7 0
- 3 具体的な施策の推進 P 7 4
- 4 ホームレスのタイプ・段階的支援イメージ--- P 9 0

Ⅳ ホームレス問題の解決に向けたこれからの取組

1 解決のための基本的な考え方

ホームレス問題の解決に向けたこれからの取組は、経済・雇用情勢を踏まえることが重要です。

また、路上生活が長期化・高齢化したホームレスに加え、流動層・若年層の増加や、再路上化への対応が課題となり、ホームレス像が変容してきています。

そして東京 23 区などの大都市に流入し、自治体間で移動するホームレスへの対策は、個々の自治体に対応しきれない課題ではなく広域的な課題であり、その特性やホームレスの個々の事情を踏まえた施策の継続や取組が、一層必要であることに変わりはありません。

そのためホームレス状態になった人、「見えにくいホームレス」、「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」の様々な要因をつかみ、就労や住宅(施設)支援、相談支援体制や地域での生活支援など、真に必要とする取組の継続及び総合化を図ることが大切です。

今後もこれまでの取組や成果を活かしながら、一人ひとりの支援の段階に応じた総合的な対応を粘り強く継続して進めていきます。

第Ⅳ期推進計画では、Ⅰ「計画改定の基本方針」の3「ホームレスの定義とタイプ」で示したタイプ1～3を基本に、固定化・定着化が進む高齢層に対する支援、若年層への支援、再路上化への対応といった、態様や支援の段階に応じた取組を推進してきました。第Ⅴ期推進計画では、第Ⅳ期推進計画の取組を継承しつつ、「見えにくいホームレス」をタイプ4として明確化し、より効果的な施策を実現するため、事業の見直しを図ります。

(1) ホームレス対策の現状認識

- ① ホームレス対策は、ホームレス生活になる前、ホームレス生活のとき、支援施設やアパート等に移行してからなど、様々な段階やニーズの違いに応じた支援が必要であり、東京 23 区と東京都は都区共同事業による自立支援システムを推進しています。
- ② 新宿区は、ホームレスをタイプ 1～3 に分け、それぞれのタイプ・段階に応じた支援を実施しており、「見えにくいホームレス」「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」も視野に入れた対応を行っています。
- ③ 就労中心の支援も含めて、区に相談が集中しています。

生活困窮者自立支援法により、第二のセーフティネットである就労支援や住居確保給付金の支給の仕組みの拡充が図られましたが、ホームレスにとっては必ずしも使いやすい制度となっておりません。
- ④ 民間宿泊所や小規模な借り上げ住宅、自立支援システム、拠点相談や巡回相談、施設入所後のアフターフォローなどの施設・人的資源の総合化を図り、より一体的な支援に結びつけることが求められています。

また、ケースによっては、総合的な支援が必要なケースが増えており、より充実させていくことが必要です。
- ⑤ より効果的な支援を推進するために、生活困窮者自立支援法に沿って、適切な支援方法の判断・評価を行います。

- ⑥ 大規模施設、小規模施設、一時保護機能施設、民間宿泊所等の居住環境問題など、不足している社会資源、及びそれぞれのタイプ・支援段階に応じた社会資源の整理が必要です。
- ⑦ 国、東京都、施設管理者や民間団体等、関係機関との連携をさらに進める必要があります。
- ⑧ 拠点相談や巡回相談、自立支援システムなど、限られた資源の有効活用を図るためにも、関係機関やNPO等民間団体との協働や連携により、総合的な支援に結びつける必要があります。

(2) 第Ⅴ期推進計画の基本的な方向性

第Ⅳ期推進計画では、生活困窮者自立支援法施行、国の基本方針や東京都の実施計画の内容、そして区の特性を踏まえ、ホームレスをタイプ1から3に区別し、「固定・定着化が進む高齢層に対する支援」「若年層に対する支援」「再路上化への対応」を中心として取り組んできました。

第Ⅴ期推進計画では、第Ⅳ期推進計画の取組を基本的に継承するとともに、次の3つのポイントを柱に、施策の見直しを行います。

- ・ポイント1 実態把握と、広報・周知機能の強化
- ・ポイント2 関係機関ネットワークによる新宿 OneTeam 支援
- ・ポイント3 人権啓発の強化

- ① 高齢化・固定化したホームレスについては、早朝・深夜帯の路上生活の実態を実地調査等により定期的に把握し、施策の広報・周知やアウトリーチ活動に反映していきます。

また、都区共同事業と併せ、民間団体や施設管理者、警察、消防と連

携した巡回相談を行い、来所相談から施設・アパート入居後のアフターケアに至るまで、伴走的な支援を行う体制を強化します。

- ② 流動化しつつあり主に若年の「見えにくいホームレス」を「タイプ4」として明確化し、民間団体との連携や実地調査の実績を参考にして、早期発見・早期支援に努めます。また、「見えにくいホームレス」の特性を踏まえ、SNS・デジタルサイネージを活用した情報発信を行います。
- ③ NPO等民間団体との連携をより一層強め、地域の資源を活かした総合的な施策を推進します。関係機関会議の定期的な開催等を通じて、様々な主体とのネットワーク化を進め、新宿 OneTeam 支援を実現します。
- ④ 区を取組をわかりやすく紹介するハンドブックを作成し、啓発資料として配布・活用します。ホームレス問題に対する理解が深まるよう区民への啓発に努め、だれもが人として尊重されるまちの実現を目指します。
- ⑤ 再路上化への対応として、アパート入居後の定着支援や訪問相談等、きめ細かなアフターケアに努めます。
- ⑥ ホームレス、「見えにくいホームレス」の対策は広域的な対応が基本であるという視点に立ち、国に対して東京都及び東京 23 区と連携して、要望・提言を行います。

2 新宿区・東京都・国の役割

ホームレスや「見えにくいホームレス」の問題は、一自治体では解決が困難な広域的な行政課題です。近年の経済・雇用情勢の中、依然として地方から大都市へと、人々が職や福祉的な対応を求め集まっています。

特に、大規模なターミナルと繁華街を抱える新宿区には、東京都全域、あるいは全国各地から、職と住まいを失った人々が流入しています。福祉事務所では、路上や終夜営業店舗等でやむなく起居している相談者が後を絶たないため、施設の確保など十分な対応を図ることができない困難な局面が続いています。

しかし、これらの問題が広域的な課題であることもさることながら、様々な問題を抱えるホームレスの支援については、ホームレス特有の課題に対応したノウハウや施設が必要です。これまでの自立支援システム及び「特別措置法」による東京 23 区と東京都の一体的な取組等は、ホームレス数の減少という成果にも表れており、将来的にも活かすことが必要です。

一方、平成 27 年 4 月より、生活困窮者自立支援法が施行され、東京 23 区及び東京都などの各自治体において、ホームレスを含む生活困窮者に対する包括的な支援の仕組みづくりを行うものとされました。ホームレス対策事業のうち福祉の観点から実施しているホームレス自立支援事業等は、特別措置法の理念・趣旨に基づき、生活困窮者自立支援法で実施することとなり、支援の仕組みが大きく変わりました。

このような状況の中、一自治体の力だけでは解決することのできない広域的な問題について新宿区・東京都・国の果たすべき役割を明確にし、合わせて国に対して、東京都及び東京 23 区と連携して、要望と提言を行うものです。

(1) 新宿区の役割

基礎自治体である新宿区の基本的な役割は、ホームレス状態にある人に対して早い段階での周知・相談・助言を行い適切な社会資源に結びつけること、また、ホームレスであった人が再び路上生活に戻らないために、地域福祉を推進する視点から、居宅・地域生活を継続できるよう支援することです。

都内でも有数の大規模なターミナルと繁華街を抱える新宿区にとって、ホームレス問題は避けて通ることのできない大きな行政課題の一つです。

区民に最も身近な基礎自治体として、「暮らしやすさ1番の新宿」の実現を目指し、「セーフティネットの整備充実」を進め、ホームレス問題に取り組んでいきます。

① 施策の総合化

自立支援システムなどの都区共同事業や、拠点相談所などの新宿区独自事業の総合化を図り、ホームレスの個々の実情に応じたきめ細かな自立への支援を行います。

② 地域のネットワークづくりの推進

ホームレス問題の情報の共有化を図り、早期対応や区民の理解を促進するために、区民やNPO等民間団体をはじめ、多様な主体との連携を深めます。

③ 情報の発信、施策の要望・提言

ホームレス問題は広域的な課題です。新宿区が抱える課題や対応策を広く情報発信するとともに、状況の変化に対応するために施策の要望と提言を国に対して東京都及び東京23区と連携して、積極的に行います。

(2) 東京都に求めること

東京都の基本的な役割は、東京 23 区との協議や国との連携により、施設の整備や住宅の確保などの社会資源の整備を促進することです。就労への支援も大きな役割の一つです。

ホームレス対策は、今後も、これまで以上に都区共同事業として推進することが必要であり、東京都には以下を求めます。

① 強力なリーダーシップの発揮

東京都は、東京 23 区を包括する広域自治体として、問題の共通認識と課題解決に向けた都区共同事業の取組を推進させるため、施策の具体化に向けた積極的な対応を図る役割と責任があります。

② 東京 23 区への積極的な調整・助言等

各区のホームレス対策には差があります。ホームレス数の多寡、安価な住宅や宿泊施設の偏在、支援の困難性や費用問題など、様々な課題を抱える中であって、ホームレス対策が特定の区に偏ることのないよう、東京都は、積極的な調整・助言及び情報提供を行う役割があります。

③ 国への働きかけの強化

ホームレス問題は、日本全体の社会経済・雇用情勢の中から生まれた問題です。東京都は、財政支援を含めた総合的かつ抜本的な取組を推進するよう、国に対し強く伝えていく役割があります。

(3) 国に求めること

国の基本的な役割は、自治体の意見を取り入れた社会資源の整備や財政支援を行うなど、総合的な施策を策定し実施することです。

ホームレスに対する、就労や住宅対策をはじめ、各種助成・貸付制度による第二のセーフティネットの充実や積極的な財政支援など、国が責任を持って実施していくことを強く求めます。

また、複雑な生育環境を抱えた人や、知的や精神に障害を有している人などがホームレス状態に陥ることのないよう、予防的な観点から各種施策を構築、展開していくよう求めます。

① 総合的な雇用・住宅対策等の推進

ホームレス問題への対応は、就労や住宅対策など、本来、国が行うべき対策が基本です。各種助成・貸付金制度も含めた対策の推進にあたっては、自治体の意見を十分取り入れた、総合的な施策の充実を図るよう要望します。

② 社会資源の整備

ホームレスの自立支援を推進していくためには、緊急一時保護・就業訓練・生活支援など多様な機能を持った施設が必要です。

国は、自立支援を推進するための施設を、自治体やNPO等民間団体の意見を取り入れながら、都道府県と連携して整備する役割があります。

③ 積極的な財政支援

国が負担すべきホームレス対策経費が十分でないため、東京都や東京23区の一般財源を圧迫しています。生活困窮者自立支援法施行で自治体はホームレス施策費用の一部負担を求められました。流入するホームレスへの対応について区民の理解を得るには、国の財政支援が必要です。

東京23区のホームレス支援の取組については、国の責任において、全額国の負担とすることを要望します。

3 具体的な施策の推進

基礎自治体の新宿区が先駆的に取り組んでいる「拠点相談所」や「自立支援ホーム」は、本来、広域的に整備する必要のある事業です。とりわけ、施設や住宅などの社会資源の整備は国や東京都の責任において行い、基礎自治体が共有できる資源としてストックする必要があります。

ここでは、前述した新宿区・東京都・国の役割分担を基本に、ホームレスのタイプ別ニーズにふさわしい個別具体的な施策を整理します。

また、相談支援体制やアセスメント、施設・住宅資源の確保、就労支援など、ホームレスそれぞれの支援段階での施策の総合化を図るものです。

八つの基本施策

- (1) 実態把握と広報・周知・相談支援体制の機能強化
- (2) 生活困窮者自立支援法に基づくアセスメントの充実
(支援方法の判断・評価)
- (3) 福祉的支援の環境整備
- (4) 施設・住宅資源の確保
- (5) 就労支援
- (6) 人的資源の開発とネットワークづくり
- (7) 公共施設の適正利用
- (8) 人権啓発

※事業と各タイプとの関連及び全体像は、第Ⅳ章「4 ホームレスのタイプ・段階的支援イメージ」(P. 90～P. 93) に記載しました。

(1) 実態把握と広報・周知・相談支援体制の機能強化

実態を踏まえた広報・周知・相談支援体制は、ホームレスのタイプや支援段階に関わらず、欠くことのできないホームレス対策の基本です。ホームレス状態になった人、「見えにくいホームレス」、そのおそれのある人に対する相談や情報提供などは、自立支援にとって必要不可欠な取組です。

早朝・深夜帯のホームレスの起居する実態を把握のうえ、福祉事務所や拠点相談所、ハローワークなどでの相談、巡回相談のアウトリーチ活動により、健康や衛生管理、就労や施設・住宅支援などの各種施策を紹介します。

相談・助言の際は、生活困窮者自立支援法に基づくアセスメントを行いながら、「はじめの相談」「施設入所中の相談」など段階的に行うことを通して、効果的な支援を進めていきます。

また、施設の見学を積極的に勧めるなど、安心して施策が使えるよう支援します。

必要に応じて、保健師・看護師などによる医療的な視点に基づいたきめ細かな相談や支援を実施します。

〔実態把握〕

① 早朝・深夜帯路上生活者実態調査（※新宿区・民間団体）

〔タイプ1～3〕に必要な事業です。

民間団体と連携のうえ、定期的に早朝・深夜帯に駅周辺、公園、道路等を巡回し、区の主体的な取組として実態を把握します。把握した実態については、広報・周知やアウトリーチ活動に反映させます。

※（ ）内は事業主体や連携先です。区が委託する事業は（民間団体）を省略します。

〔広報・周知〕

② ポスター・チラシ・ハンドブック版資料の作成、配布

(新宿区・民間団体)

〔全てのタイプ〕に必要な事業です。

生活保護や福祉施策、拠点相談所「とまりぎ」を紹介するポスター、チラシやハンドブック版資料を作成します。公共施設等に配架するほか、巡回相談や民間団体の行う相談会等の機会をとらえて配布し、区の実組の広報・周知に努めます。また、終夜営業店舗への協力依頼や、若者への支援も含めて取り組む民間団体等との連携を模索し、タイプ4「見えにくいホームレス」への施策の浸透を図ります。

③ SNS・デジタルサイネージによる情報発信（新宿区）

〔タイプ4〕にふさわしい事業です。

終夜営業店舗に起居する若年者やホームレスを対象に、SNSや大型ビジョンその他デジタルサイネージを活用し、区の実組の周知につとめます。

〔はじめの相談〕

④ 拠点相談所（新宿区）

〔全てのタイプ〕に必要な事業です。

新宿区の拠点相談所「とまりぎ」は、社会福祉士等による各種相談や巡回相談等を行い、ホームレスにとって気軽に相談できる最初の窓口となっています。

ハローワークやNPO等民間団体・就労支援機関との連携を強め、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業として引き続き実施します。引き続き巡回相談に力を注ぎ、高齢化・固定化したホームレスに路上生活からの脱却を促していきます。

⑤ 巡回相談事業（都区共同）

〔タイプ1～3〕に必要な事業です。

都区共同事業による巡回相談を引き続き実施します。現地でのホームレス実態を把握するとともに、ホームレスに対して福祉事務所への来所を促し、福祉施策の利用につながるように努めます。

また、日中・夜間に加え早朝の時間帯にも巡回相談を行い、日中・夜間では接触できないホームレスとの接触を図るなど、柔軟な実施方法を工夫していきます。

平成27年度より、看護師の同行が始まりました。今後も、医療やその他の支援を必要とするホームレスの路上生活脱却に向け、できるだけ早い段階で支援していきます。

〔施設入所中の相談〕

⑥ 地域生活安定促進事業（地域生活サポート）（新宿区）

〔すべてのタイプ〕にふさわしい事業です。

単身では地域生活の継続が困難な宿泊所・日常生活支援住居施設等の入所者に対して、きめ細かな相談援助を行います。高齢化し、介護等が必要となった元ホームレスが地域での生活を継続できるよう、引き続き、きめ細やかな見守り支援に取り組んでいきます。

※（旧）宿泊所入所者相談援助事業につき、令和3年度をもって⑦地域生活安定促進事業と事業統合されました。前年度までと同じ内容で事業を継続しています。

〔アパート生活後の相談〕

⑦ 地域生活安定促進事業（訪問サポート）（新宿区）

〔すべてのタイプ〕にふさわしい事業です。

路上生活から脱却し、生活保護を受けている元ホームレスが再路上化しないよう、訪問相談員がアパートや宿泊所等を訪問し、生活相談等を

行い、地域での安定した生活基盤づくりを支援します。

様々な支援課題により、宿泊所からアパート等への移行が困難な元ホームレスの被保護者に対する支援の強化に努めます。

⑧ 地域生活継続支援事業（都区共同）

〔タイプ１・３・４〕にふさわしい事業です。

自立支援センター及び自立支援住宅の自立退所者に対して、再路上化を防止するため、退所後、転居先訪問や電話相談等を実施しています。

必要に応じて支援期間の延長を行うなど、伴走的な視点も念頭に置いた取組の充実を図ります。

(2) 生活困窮者自立支援法に基づくアセスメントの充実

（支援方法の判断・評価）（新宿区・民間団体）

〔全てのタイプ〕に必要な事業です。

アセスメントは、ホームレス生活になった人やおそれのある人の生活歴や現在に至った要因や、ホームレス自身のニーズを的確に把握し、それぞれの自立にふさわしい様々な施策に結びつけるために必要な、ホームレス対策共通の仕組みです。

生活困窮者自立支援法に基づき、適切な支援方法の判断・評価を行います。

(3) 福祉的支援の環境整備

〔全てのタイプ〕に必要な事業です。

応急援護事業の実施はホームレスに対する支援の第一歩です。

また、様々な段階の相談・助言の中で福祉的支援の環境整備を行うことは居宅・地域での生活を継続するうえで大切な支援のひとつです。

① 応急援護事業（新宿区）

ホームレスの健康や衛生面の管理を支援するため新宿区が取り組んできた、「食料の提供」「シャワーの提供」「日用品の支給」は、引き続き実施します。

ホームレスから脱却するための「入口」支援として、巡回相談等の際に応急援護事業について情報提供を行い、これらの利用の場を通じて顔の見える関係を構築することで、福祉施策の周知や声掛けを行い、より積極的に区に相談ができるよう促します。

② 心身の健康に関する支援（新宿区・都区共同）

「ホームレスの結核健診」や「健康相談」等を引き続き実施します。健康相談や健診を受ける機会を確保し、適切な医療が受けられるよう支援します。

また、精神疾患が疑われる、路上生活が長期化したホームレスへのケアについても、都区共同の巡回相談の看護師や保健所の保健師、東京都立中部総合精神保健福祉センター、警察、消防等が連携して支援していきます。

③ 年金の調査（新宿区）

令和3年1月の全国調査（生活実態調査）では、ホームレスになる前の雇用形態は、「常勤職員・従業員（正社員）」が57.1%、公的年金の保険料を納付していた人が62.2%でした。

このように、ホームレスの中には、年金受給権のある可能性を持つ人が少なくありません。様々な相談・助言の中で年金調査を支援し、年金受給に結びつける取組を推進します。

④ 住民登録の設定（新宿区）

住民登録は、就労活動等の社会活動を行う基本となります。また、貯蓄や金銭管理をする上で欠かせない金融機関口座の開設時にも必要です。

そのため、自立支援ホーム等の入所者に対する住民登録設定に関する手続きの支援を行います。

⑤ 養護老人ホーム・軽費老人ホームへの入所支援（新宿区）

令和３年１月の全国調査（生活実態調査）では、６５歳以上のホームレスが全体の５４．４％を占めました。路上生活が長期化・高齢化したホームレスの中には、見守りを受けながら安定した生活を実現することを望む人も存在します。

このようなニーズにつき、高齢者支援の担当部署と連携しつつ、養護老人ホームや軽費老人ホームへの入所を支援します。

(4) 施設・住宅資源の確保

施設・住宅資源の確保は、ホームレスの就労による自立、福祉的就労による地域での生活、医療や保健との連携による継続した地域生活を送るためにも、まず必要となる施策の大きな柱です。

ホームレスのタイプ別ニーズを基本に、それぞれのホームレスの自立に応じた相談や、支援体制を併せ持った施設・住宅資源の確保が必要です。

今後は、「高齢層」の地域生活への移行や、「再路上化」防止のため、介護支援やコミュニティ機能を有する施設資源の確保も求められています。

「再路上化」防止の観点から、施設環境の整備も必要です。

しかし、大都市における施設・住宅資源の新たな確保は、高額な用地取得費が施設運営費を圧迫することなどから、大きな課題があります。

そのため、国や東京都の積極的な財政支援に合わせて、国や東京都・都区共同事業による公的な既存資源や、民間資源の有効活用を図るとともに、施設やホームレスの状況の変化に即した柔軟な対応が必要です。

ここでは、「緊急対応型」と「地域生活移行・定着型」に分類します。

〔緊急対応型〕

① 民間宿泊所の借上げ：給食宿泊場所の確保（新宿区）

〔すべてのタイプ〕にふさわしい事業です。

ホームレスの緊急一時的な宿泊施設として、民間宿泊所を活用した給食宿泊場所の年間借り上げベッド数を確保・拡大し、プライバシーの観点から、個室環境の整備に努めます。生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業として継続します。

② 緊急一時保護事業（自立支援センター）（都区共同）

〔タイプ１・３・４〕にふさわしい事業です。

各区の福祉事務所等で自立支援センターへの入所希望者を面接し、事業の利用を決定しています。

保護と心身の健康回復を図るとともに、利用者の就労意欲等の総合的な評価（アセスメント）を行う「緊急一時保護事業」を行います。

生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業等として継続します。

また、プライバシーの観点から個室環境を整備するとともに、施設の規模や設置手法の見直しを行います。

〔地域生活移行：定着型〕

③ 自立支援ホーム（新宿区）

〔タイプ１・３・４〕にふさわしい事業です。

自立意欲のあるホームレスに対して、区が借り上げた施設で短期的・集中的に就労や生活指導を行い、転宅資金を貯蓄することで、アパート等への移行を支援する「自立支援ホーム」を引き続き実施します。

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業及び一時生活支援事業として継続します。

④ 自立支援事業（自立支援センター）（都区共同）

〔タイプ１・３・４〕にふさわしい事業です。

「緊急一時保護事業」でのアセスメントで、就労意欲があり、心身の状態が就労に支障が無いと認められる人に対して、就職及び住宅の相談を集中的に行い、就労による自立と円滑な地域移行を目指します。

今後は、就労支援の取組をより充実するとともに、若年層等で社会経験が十分でない利用者に対しては、社会性の向上等、個別の状況に応じた就労支援の強化を図ります。

また、プライバシーの観点から個室環境を整備するとともに、施設の規模や設置手法の見直しを行います。

⑤ 自立支援事業（自立支援住宅）（都区共同）

〔タイプ１・３・４〕にふさわしい事業です。

自立支援センターの就労退所者等に対して、特別区人事・厚生事務組合が借り上げアパート等を提供し、転宅資金の貯蓄と安定した生活基盤を築くことができるよう支援します。

今後は、女性ホームレスや性的マイノリティの直接入所など、東京都や特別区人事・厚生事務組合と連携し、弾力的な運用を行います。

また、訪問・相談支援体制を強化して、生活状況や貯蓄状況について、よりきめ細かな把握・助言等を行う等、支援の充実を図ります。

⑥ 支援付地域生活移行事業（都区共同）

〔タイプ１〕にふさわしい事業です。

路上生活が長期化・高齢化した人を対象に、路上生活からの脱却及び地域生活の安定に向けた支援（特別班による巡回相談の強化、自立支援住宅（支援付き）での居住支援など）を一貫して行います。

⑦ 生活支援付き住宅（都市型軽費老人ホーム等）の整備

（国・東京都・新宿区）

〔タイプ１〕にふさわしい事業です。

高齢化したホームレスの中には、身体機能の低下等が要因で自立が困

難な事例が見受けられます。

アパート等での生活が難しい高齢の元ホームレスが利用可能な生活支援付きの住宅（都市型軽費老人ホーム等）の整備について、住宅・高齢者部門と連携して国や東京都に働きかけていきます。

⑧ 住宅の確保（国・東京都・新宿区）

〔全てのタイプ〕に必要な事業です。

今後も、特別割当等といった公営住宅等の入居斡旋、低家賃住宅の確保、また、自立支援システムの「自立支援住宅」の弾力的な活用など、東京 23 区共有の資源ストックの整備と家賃助成も含めた住宅確保の支援を、強く働きかけていきます。

⑨ 居住支援法人との連携強化（新宿区）

〔全てのタイプ〕に必要な事業です。

ホームレス、「見えにくいホームレス」の中には、さまざまな理由により住宅の確保に支援が必要な方が少なからずおり、特に路上生活が長期化・高齢化した人にはこの傾向がより強くみられます。居住支援協議会を活用しながら居住支援法人との連携強化の機運を醸成し、路上生活からの脱却を目指す方が、低廉かつ適切な住宅を確保できるよう支援します。

(5) 就労支援

就労支援は、国や東京都の基本的な役割です。「特別措置法」第 5 条(国の責務)で、「国は総合的な施策を策定し、これを実施する」としています。

福祉事務所を中心にした福祉部門で、就労や住宅支援の全てを行うのは困難です。そこで求められるのは、就労や住宅対策部門に福祉的な支援を取り入れた総合的な取組です。

① 就労支援（新宿区）

〔タイプ２・３・４〕に必要な事業です。

拠点相談所「とまりぎ」でホームレスからの就労関係の相談に応じたり、生活保護を受給している方に対して、就労支援員による支援や「新宿就職サポートナビ」「新宿ジョブさぽーと」等の案内を行います。

新宿区に居住する、ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人等については、生活困窮者自立支援法に基づく就労支援を行います。

また、必要に応じ福祉的就労に繋げるなどを行い、自立や自己肯定感の回復・向上を支援します。

「東京ジョブステーション」「TOKYOチャレンジネット」「ハローワーク」「民間団体」などとの連携を図り、ホームレスの就労自立に向けた支援を継続します。

また、ホームレスの職歴などに配慮した雇用の創出・開拓の促進を国や東京都に要望していきます。

② 就労支援・住宅支援等相談機能との連携強化（国・東京都・新宿区）

〔タイプ２・３・４〕に必要な事業です。

新宿区の就労支援部署、ハローワーク、TOKYOチャレンジネット、社会福祉協議会など関係機関とは、連絡会議等の場を活用し、常に密に連絡を取り合っていきます。

③ 雇用対策における第二のセーフティネットの充実（国・東京都）

〔タイプ２・３・４〕に必要な事業です。

国は、生活困窮者自立支援法施行に伴い第二のセーフティネットを拡充し、離職により住居を失った人や失うおそれのある人等に対し「職業訓練受講給付金」、「住居確保給付金」や「社会福祉協議会の各種貸付金」などの支援を実施しています。引き続き、第二のセーフティネットが、ホームレスにとっても、実効性の高い仕組みとなるよう強く働きかけて

いきます。

また、東京都は、「住居喪失不安定就労者・離職者等サポート（介護職支援コース）特別貸付事業」を実施しています。東京都独自の取組として引き続き実施するよう、要望します。

(6) 人的資源の開発とネットワークづくり

ホームレス問題の解決には、国や東京都、23区等の枠組みによる広域的な視点に加え、区職員や区民が人権の尊重や自立支援について共通の認識のもと、ともに解決を目指すという地域的な視点を持つことが大切です。

このためには、区の福祉部門のみならず、保健所、警察、消防といった専門性を持つ関係機関、施設管理者、民間団体、民生委員・児童委員や町会・商店会など区民を含めた地域の主体が、ホームレス問題の解決に向けた情報を共有し共通の認識を深めることが必要です。

このことから、区は、個別事例に即した支援体制の構築や支援施策づくりのなかで、これらの主体が参画する「OneTeam 支援」の構築をめざし、横断的かつ総合的な施策の展開を図ります。

① 福祉関係職員の研修等の実施（特別区人事・厚生事務組合）

ホームレス問題については、東京23区は、ホームレス数の多寡等を問わず、共通の認識を持って取り組む必要があります。そのため、各区の福祉担当職員や関係機関職員のホームレス対策に対する理解と共通認識を図るために、引き続き、専門研修等を実施するよう働きかけます。

② 広域的な関係機関会議の設置（国・東京都）

ホームレス問題の解決には、福祉・就労・住宅といった施策の総合的な取組が必要です。そのため、国や都県も含めた広域的な関係機関会議（「全国自治体ホームレス対策連絡協議会など」）の開催を引き続き要望します。また、迅速な情報共有が図られるよう提言します。

③ ホームレスの自立支援策の周知（新宿区）

新宿区の先駆的なホームレスの自立支援策について、第Ⅴ期推進計画の概要版のほか、ハンドブック版の資料を作成し、福祉関係職員や地域の民生委員・児童委員やNPO団体、商店会などで配布・周知します。関係者に広く周知し、理解が深まるよう努めます。

④ 個別事例に即した OneTeam 支援づくり（新宿区）

地域社会とのきずなを強め、路上生活から脱却し安定した地域生活へ移行できるよう、他の専門分野も交えた OneTeam による横断的・総合的な支援を行います。支援調整会議の活用のほか、個別の事例に即した柔軟な支援体制の構築を図ります。

⑤ 関係機関・団体等との連絡会議の設置（新宿区）

都区共同事業の効果的な運営を推進するため、東京都も含めた東京 23 区のブロック別会議を引き続き実施します。

また、新宿区のホームレス課題につき、関係機関や、NPO等を含む地域で活動する団体を交えた連絡会議を定期的を開催し、専門分野を超えた問題意識の共有と解決策、民間団体への支援の在り方について検討を図り、支援のネットワーク化を目指します。

(7) 公共施設の適正利用

〔タイプ1～3〕に必要な事業です。

新宿区は大規模なターミナルと繁華街を抱え、他自治体からのホームレスの流入が顕著に表れている自治体であり、現在でも多くのホームレスが居場所を求め、公共の場所で起居しています。

公園、道路といった公共の施設は、一定のルールのもと誰もが自由で快適に利用できる場所でなければならない、長期間の占有や汚損といった不適切な利用は認められません。

一方、公共施設の適正利用を促すうえで、ホームレスも含め、誰もがひとしく人権を持つという点にも留意しなければなりません。

わたしたちは、一人一人の生活状況や人権に配慮しつつ、必要に応じて施設管理者や警察とも連携し、公共施設の適正利用や、福祉施策を通じた路上生活からの脱却を、粘り強く促していきます。

① 公園

公園は、「地域生活移行支援事業」の実施により、ホームレスが大幅に減少しました。大規模公園では、巡回警備員による 24 時間体制の巡視・指導を行うとともに福祉と連携して巡回相談を行い、適切な公園利用について理解を求めつつ、制度等の必要な情報を提供してします。また、中小規模公園においても、警察等と情報共有のうえ、必要に応じ臨時で巡回相談を行っています。

今後も、定期的、臨時的な巡回相談や職員の現地訪問を引き続き継続し、公園管理者やNPO等民間団体と連携して、対応していきます。

② 道路等

大規模なターミナルと繁華街を抱える新宿区では、道路等で起居するホームレスが多数見受けられます。区道においてもダンボールや荷物が置かれている状況が散見され、衛生上の問題から、近隣の区民や来街者との軋轢が発生しやすい状況です。

今後も、定期的な道路管理者の巡視や清掃活動と併せて巡回相談を行い、粘り強く対応していきます。

③ その他の公共施設

公園や道路等と同様、今後も、施設管理者や関係機関等との連携を十分に図りながら、粘り強く対応していきます。

(8) 人権啓発

ホームレスに暴行を加え生命を奪う等の凶悪な犯罪が起きたことがあります。このような事件の根底には、ホームレスに対する偏見や差別意識があると考えられます。また、ホームレス自身の迷惑行為から生じる区民との軋轢も後を絶ちません。

このようにホームレス問題は、様々なトラブルの引き金となるものですが、その解決にあたっては、ホームレスも区民も同じ地域に存在する人間としての人権を持つ、という観点を見失うわけにはいきません。

そのためには多くの区民が、ホームレスという様々な支援を必要とする人々の実情、路上生活にいたる原因、現在の施策、国や自治体の取組状況等を、まず知ることが大切です。

そして、区民や地域団体、NPO等民間団体など様々な主体が、ホームレス問題への相互理解を深めながら、だれもが互いに支えあい、安心してくらせるまちの実現を目指し、以下の啓発活動に取り組んでいきます。

① ネットワークづくり等による啓発

多くの区民にホームレス問題を身近な問題として考えていただくために、町会・自治会や商店会など地域団体へのホームレスの自立支援施策の説明や、環境対策会議への参加などの機会を捉え、区民や地域団体とのネットワークづくりを行います。ネットワークを活用して、ホームレスへの理解を醸成し、人権啓発を推進します。

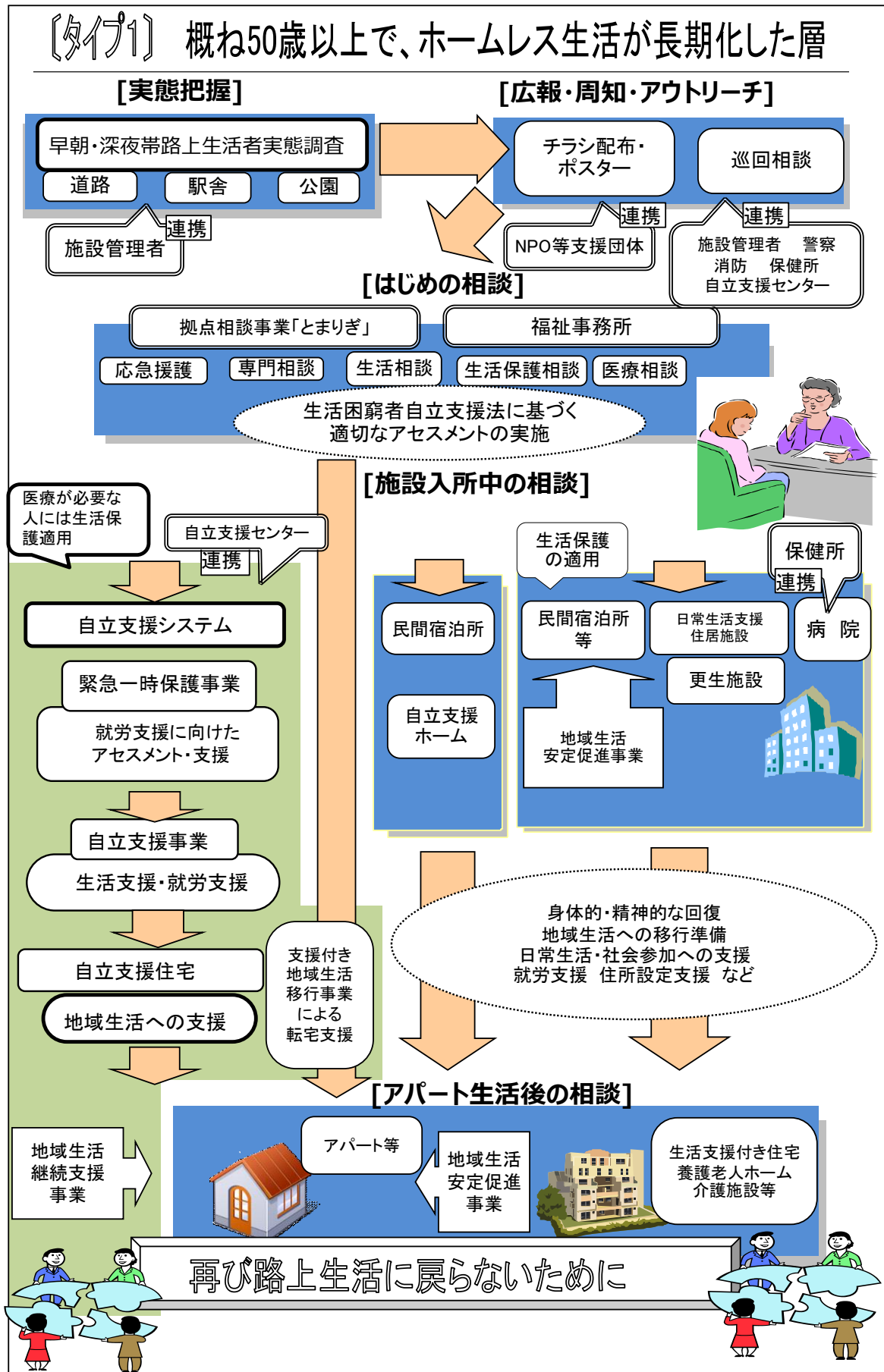
② 第Ⅴ期推進計画を活用した啓発

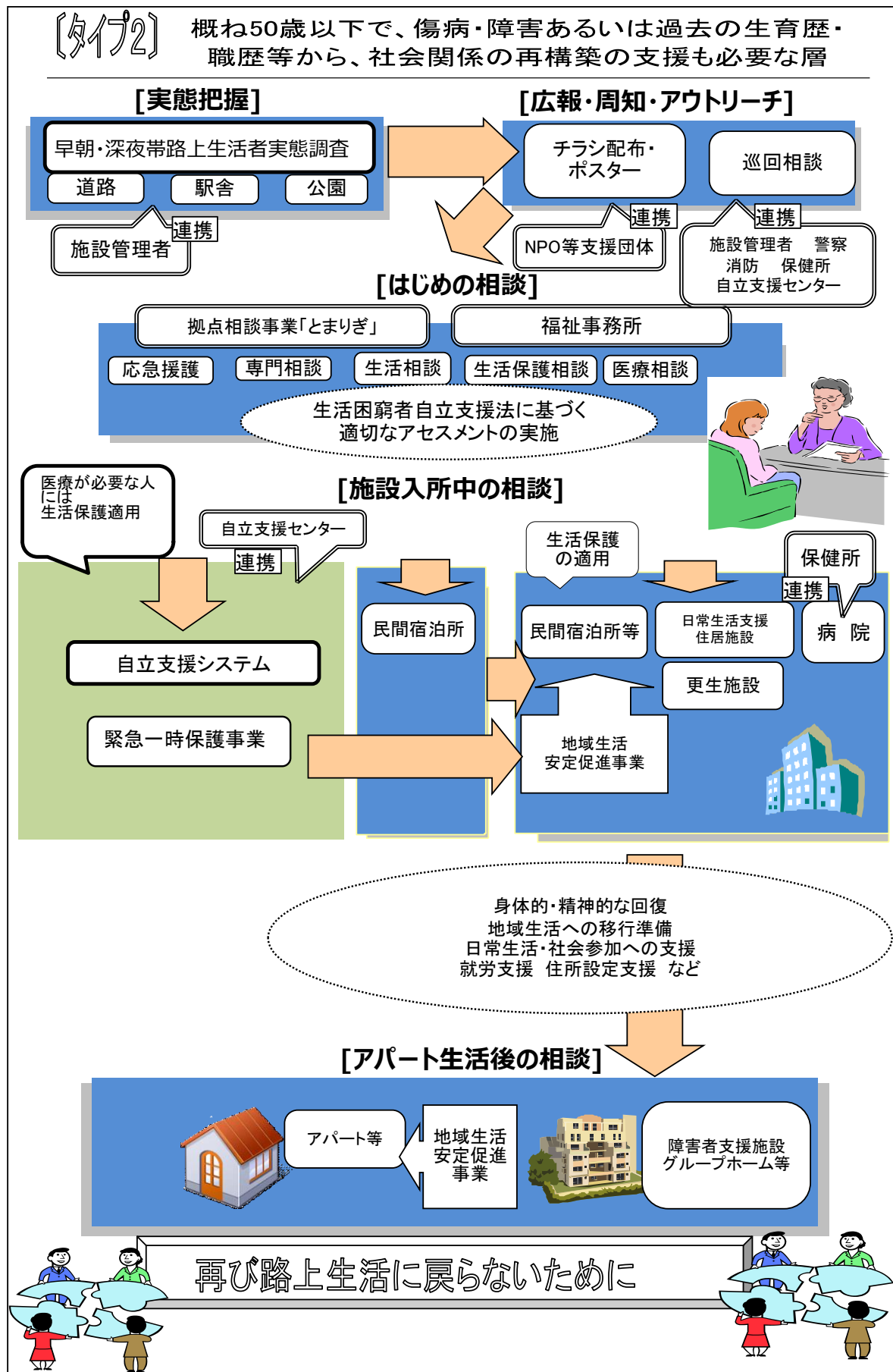
この第Ⅴ期推進計画そのものが、施策の体系や事業内容を説明したものであり、民生委員・児童委員をはじめ地域の人たちの手引書として活用していただければと考えています。この他にも、区を取組を掲載したハンドブック版資料やチラシ、ポスターを作成・頒布し、ホームレスの人権につ

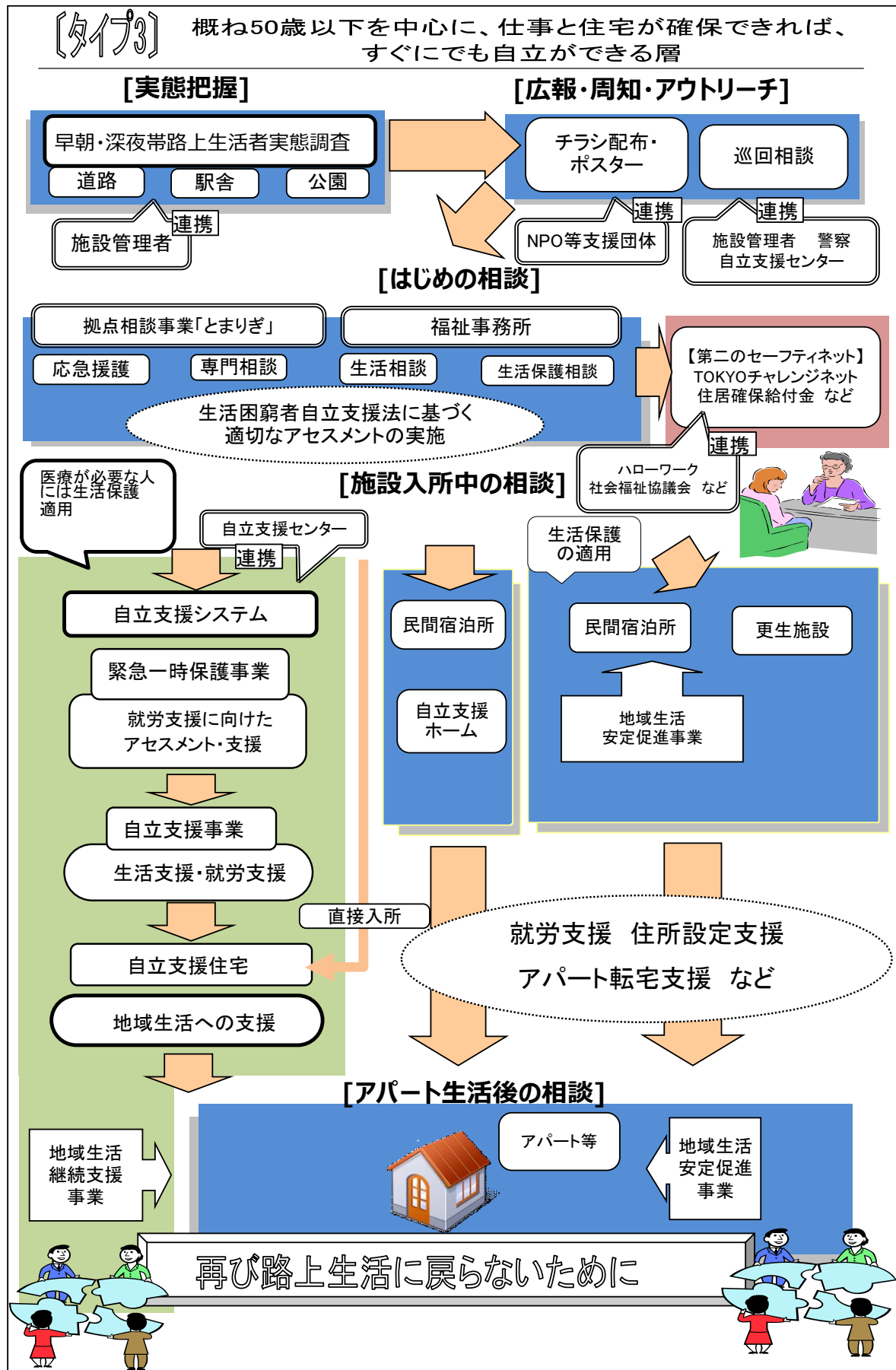
いて啓発を推進します。

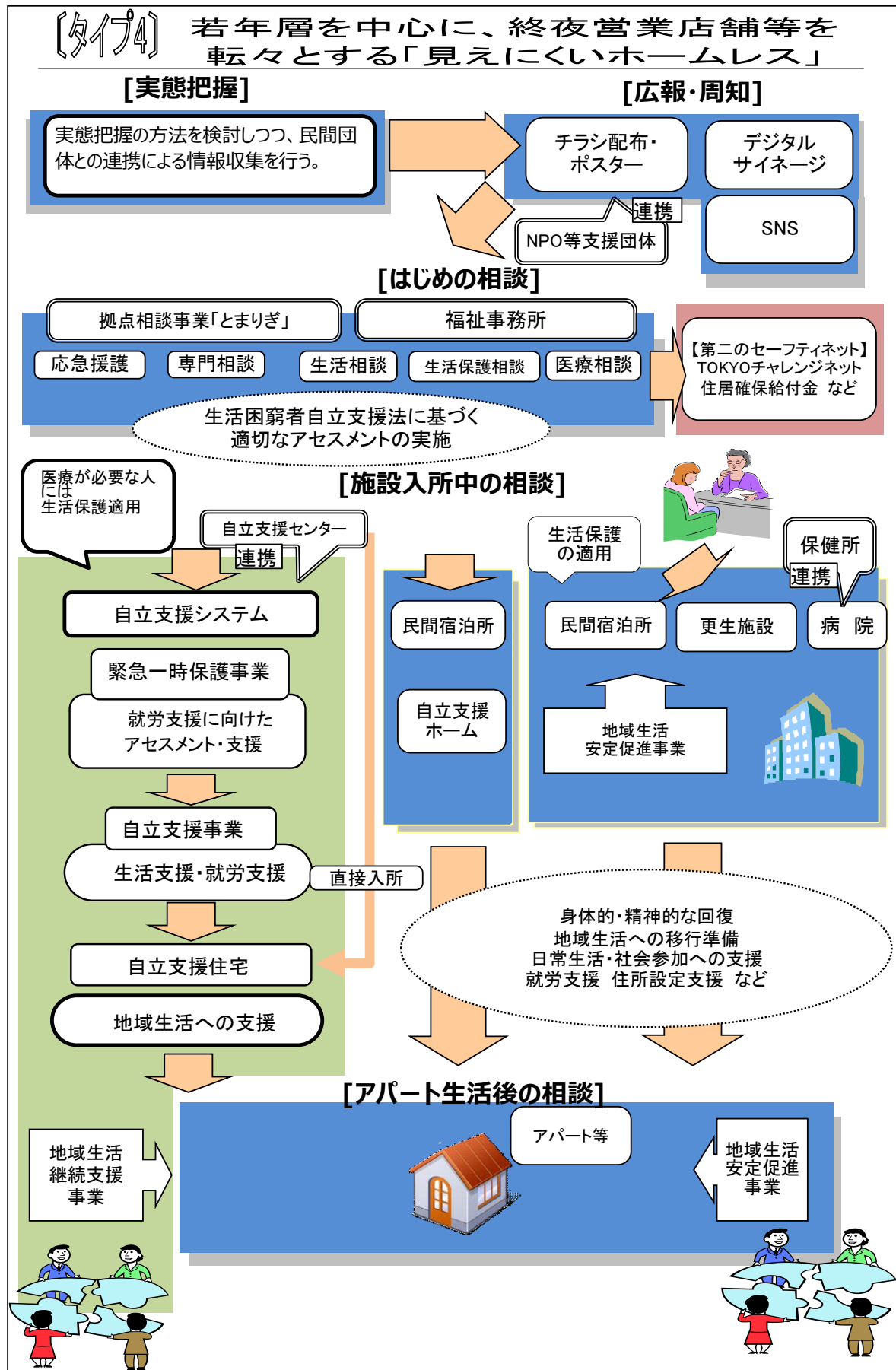
子どもたちに対しては、教育委員会や青少年育成委員会などを通じて、第Ⅴ期推進計画を紹介するなどにより、ホームレスへの暴行事件には、ホームレスに対する偏見や差別意識が根底にあることを考える機会を作り、人権啓発を図ります。また、職業意識の醸成に努めることにより、社会的にも経済的にも自立する意思を育んでいきます。

4 ホームレスのタイプ・段階的支援イメージ









V 計画の推進等

- 1 計画の推進体制 P 9 4
- 2 第 V 期推進計画の見直し P 9 5

V 計画の推進等

1 計画の推進体制

(1) 庁内体制

庁内の関係部署の職員を構成員とする連絡体制を引き続き継続します。

今後も、保健所、公共施設管理、就労、住宅や安全安心等の担当部門との連携をより一層強化し、計画を総合的に推進していきます。

(2) 国・東京都・東京 23 区との連携の推進

ホームレス問題について広域的な都市問題としての解決を図り、都区共同事業を推進するために、今後も国・東京都・東京 23 区との連携に努めます。

(3) 就労・医療等関係機関との協力体制づくり

ハローワークやTOKYOチャレンジネット、また、社会福祉協議会や医療機関等の関係機関とは、ホームレス問題に関する情報の交換を積極的に行うなど、その協力体制づくりに努めます。

(4) NPO等支援団体との連携強化

施設管理者を含めた各行政機関やNPO等民間支援団体等と常に連絡を取り合い、ホームレスへの自立支援と、地域における生活環境の保全とがバランス良く推進されるよう、より一層の連携強化を図ります。

2 第V期推進計画の見直し

(1) 第V期推進計画の計画期間は、令和11年度までの5年間としますが、施策の進捗状況やホームレスを取り巻く状況の変化、国の基本方針、東京都の実施計画の見直しなどを勘案し、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」は、法律の公布日から起算して25年を経過した日（令和9年8月6日）に効力を失うとされています。

また、「生活困窮者自立支援法」は平成30年度に法改正が行われました。

国の基本方針では、「ホームレス対策は特措法の趣旨・理念を踏まえつつ生活困窮者自立支援法において実施する」としており、特措法失効後も、新宿区では生活困窮者自立支援法のもとで所要の見直しを行いながら、ホームレスの自立支援を推進していきます。

(3) 計画の内容については、毎年度、進捗状況の検証を行うなど適切な進捗管理に努めていきます。